

# 朝日村

## 第1次地域福祉計画

令和2年度～令和6年度

一人ひとりが活躍し、共に支え合い  
安心して暮らし続けられる むらづくり



令和2年3月

朝日村





## ごあいさつ



この度、多くの関係者の皆様にご協力を頂き、朝日村第1次地域福祉計画を制定する運びとなりました。関係された皆さんに感謝を申し上げます。

全国的に現代社会が故の社会問題が取りざたされる中、本計画作成のためのアンケート調査を行ったところ、これまでにない朝日村における地域的な課題が見えてきました。

生活上の悩みや相談に関し、困っている人の把握と早期支援、隣近所の支え合う仕組みづくり、村民が主体となった地域づくり等の対策を講じる必要があります。

このような課題を解決するための計画書で、基本理念を“一人ひとりが活躍し、共に支え合い 安心して暮らし続けられる むらづくり”としました。朝日村における地域福祉を計画的・効果的に進めるための拠り所となるものです。

計画の実施にあたり、地域福祉の更なる向上の為に多くの村民の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

令和2年3月

朝日村長 小林 弘幸



## 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨と背景 .....	2
2 地域福祉とは .....	3
3 地域共生社会とは .....	4
4 計画の位置づけ .....	5
5 計画の期間 .....	6
第2章 本村の現状 .....	7
1 統計からみる状況 .....	8
2 地区別の状況 .....	14
3 アンケート調査結果からみる本村の状況 .....	16
4 本村の地域福祉における課題と今後の方向性.....	26
第3章 計画の基本的な考え方 .....	27
1 基本理念 .....	28
2 基本目標 .....	28
3 施策体系 .....	29
第4章 施策の展開 .....	31
基本目標1 安全・安心の地域の基盤づくり .....	32
基本目標2 誰もが生きがいを持てる 支え合いの地域づくり.....	40
基本目標3 地域の福祉活動の推進 .....	46
第5章 計画の推進体制 .....	49
1 計画の推進体制 .....	50
2 計画の進捗管理 .....	50
資料編.....	51
1 策定の経過 .....	52
2 朝日村地域福祉計画策定推進委員会設置要綱.....	53
3 朝日村地域福祉計画策定推進委員名簿 .....	55
4 朝日村地域福祉計画策定推進事務局名簿 .....	56



# 第 1 章 計画策定にあたって

---

# 1 計画策定の趣旨と背景

近年、少子高齢化や核家族化、価値観の多様化が進む中、地域のつながりが希薄化し、私たちを取り巻く地域環境は大きく変化しています。ひきこもりや社会的孤立、8050問題など、これまではみられなかった社会問題や、複合的な課題を抱える世帯の顕在化など、福祉に関する課題は複雑化・多様化しています。そのため、従来の社会福祉制度に基づくサービスだけでは、十分にカバーしきれない状況となっています。

国では、平成28年に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、これまで制度や分野ごとに「縦割り」であった公的支援の体制を、包括的・総合的に支援する体制へと転換する方向性を打ち出しました。そして、「地域共生社会」として地域住民や地域の多様な主体が地域課題に「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、村民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会の実現を目指すことが示されました。

また、平成29年に改正された社会福祉法の第107条に基づき、各自治体が地域福祉計画を策定することが努力義務となりました。村民や福祉関係団体、社会福祉協議会、行政など、それぞれの立場での役割を担いながら、地域社会で支え合いや連携を行い、地域福祉を推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるむらづくりの実現を目指すことが求められています。

「朝日村第1次地域福祉計画」（以下、本計画）は、朝日村（以下、本村）における地域福祉を計画的・効果的に推進していくことを目的に策定するものです。

## ■（参考）社会福祉法（平成30年4月施行／市町村地域福祉計画に関する条文を抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 2 地域福祉とは

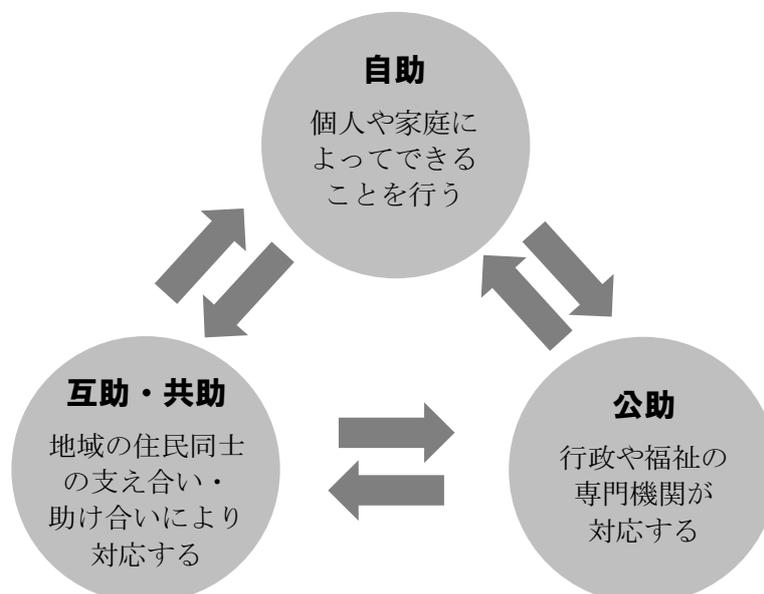
**地域福祉は、地域で暮らすすべての人にとって関係あるもので、住民や地域、行政等が協力し合って、課題を解決していくことです。**

地域福祉とは、地域に住む誰もが安心して暮らせるよう、住民や地域の組織、ボランティア、行政、社会福祉協議会、社会福祉関係者等が互いに協力し、地域社会の福祉課題の解決に取り組むことです。

「福祉」というと、高齢者や障がいのある人、子どもなどの支援を必要とする人のためのもの、とイメージされることが多いですが、「地域福祉」は特定の人だけが対象になるのではなく、すべての住民に関わるものです。

近年、地域における福祉課題は多様化・複雑化しており、ちょっとした暮らしの支援を必要とする場合から、専門的な知識・技術を必要とする場合まで様々です。こうした課題に対して、柔軟で細やかな支援が求められますが、行政や福祉関係者のみで対応することが難しくなっています。一方で、身近に暮らす人だから気づく課題や、ちょっとした声掛け・見守りによって対応できる課題もあります。地域福祉を進めていくには、様々な主体がこうした多種多様な課題に対する共通認識をもち、それぞれの役割を理解し、主体的に取り組むことが大切です。

また、地域福祉を推進するにあたっては、「自助」「互助・共助」「公助」の考え方が重要となります。「自助」は個人や家庭によってできることを行うこと、「互助・共助」は個人や家族だけでは解決できない課題を地域の住民同士の支え合い・助け合いにより対応すること、「公助」は「互助・共助」で解決できない課題に対して、行政や福祉の専門機関が対応することです。地域福祉では、これらの「自助」「互助・共助」「公助」がそれぞれ重なり合いながら役割を果たし、すき間をうめていくことが大切です。

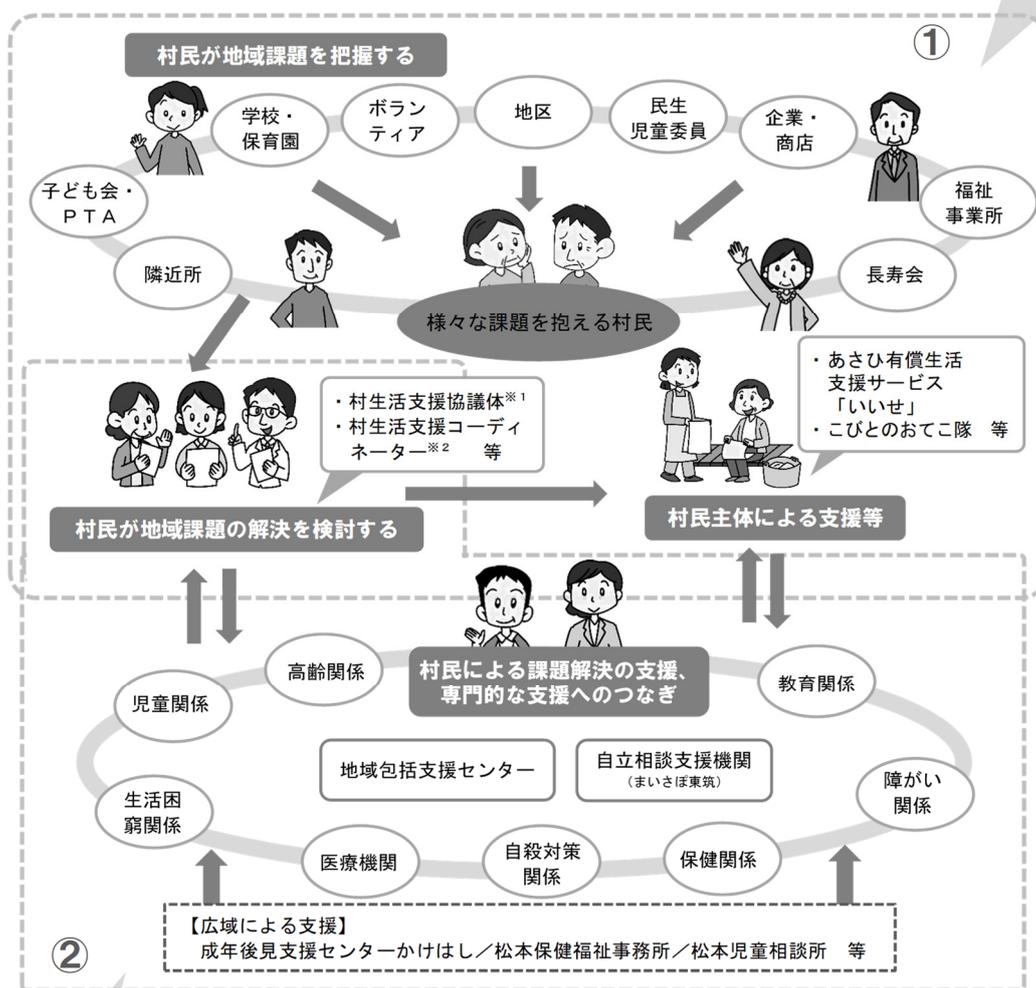


### 3 地域共生社会とは

全国で地域の関係性が希薄化する中、本村では現在でも「顔の見える関係」が比較的にみられます。しかし、今後の人口減少、高齢化の進行により地域のつながりは薄れていくと考えられます。そこで、地域の多様な主体が地域づくりを「我が事」として取り組むことや、制度や分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて「丸ごと」つながることが大切です。

#### ① 村民が主体的に地域の課題を把握・検討し、解決を図っていく仕組みづくり【我が事】

様々な村民が、それぞれの暮らしや仕事の中で、地域に関心を持ち、困りごとを抱えた村民を把握します。把握した課題については、地域で検討し、自分たちで解決したり、専門機関につなげたりしていきます。



※1 地域の関係機関が参加し、課題を検討する場。

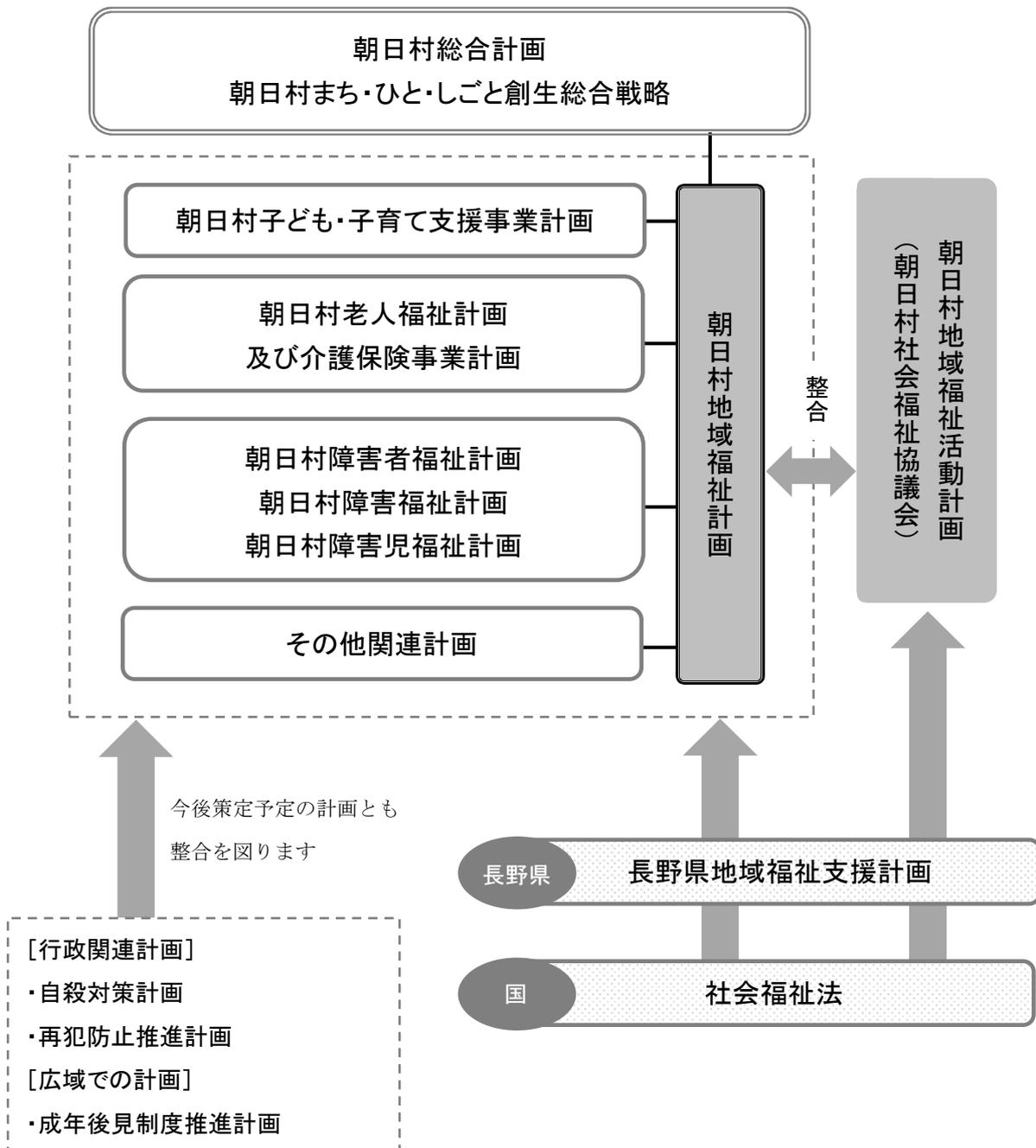
※2 支え合いの地域づくりや地域生活課題解決のためのコーディネートを行う人材。

#### ② 村民が主体的に地域課題を把握・解決する体制づくりのための支援【丸ごと】

村民が把握したり、総合的な相談窓口で受け止めた生活課題について、村民主体で解決できるよう支援したり、村民では解決が困難な課題については専門的な支援につなげます。また、村内や関係機関と横断的に連携し、「制度の狭間」が生まれないようにします。

## 4 計画の位置づけ

本計画は、「朝日村総合計画」及び「朝日村まち・ひと・しごと創生総合戦略」のもと、「朝日村子ども・子育て支援事業計画」「朝日村老人福祉計画及び介護保険事業計画」「朝日村障害者福祉計画（「朝日村障害福祉計画」「朝日村障害児福祉計画」を含む）」、その他個別の関連計画を地域や生活の視点で、横断的かつ包括的に捉えるものです。また、各福祉分野の個別計画の上位計画にあたります。さらに、朝日村社会福祉協議会が策定する「朝日村地域福祉活動計画」や、長野県が策定した「長野県地域福祉支援計画」との整合を図ります。



## 5 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

また、計画期間中であっても、社会情勢や本村の状況等の変化により、見直しの必要性が生じた場合は、適宜計画の見直しを行うこととします。

令和	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
朝日村総合計画 基本構想 基本計画	第6次						
	基本構想（～令和11年度）						
	前期基本計画					後期基本計画（～令和11年度）	
朝日村まち・ひと・しごと 創生総合戦略	第2次					第3次	
	第1次					第2次	
朝日村子ども・子育て支援事業計画	第2期					第3期	
朝日村老人福祉計画 及び介護保険事業計画	第7期	第8期			第9期		
	第5期				第6期		
朝日村障害者福祉計画	第5期	第6期			第7期		
朝日村障害福祉計画	第1期	第2期			第3期		
朝日村障害児福祉計画	第1期			第2期			第3期

## 第2章 本村の現状

---

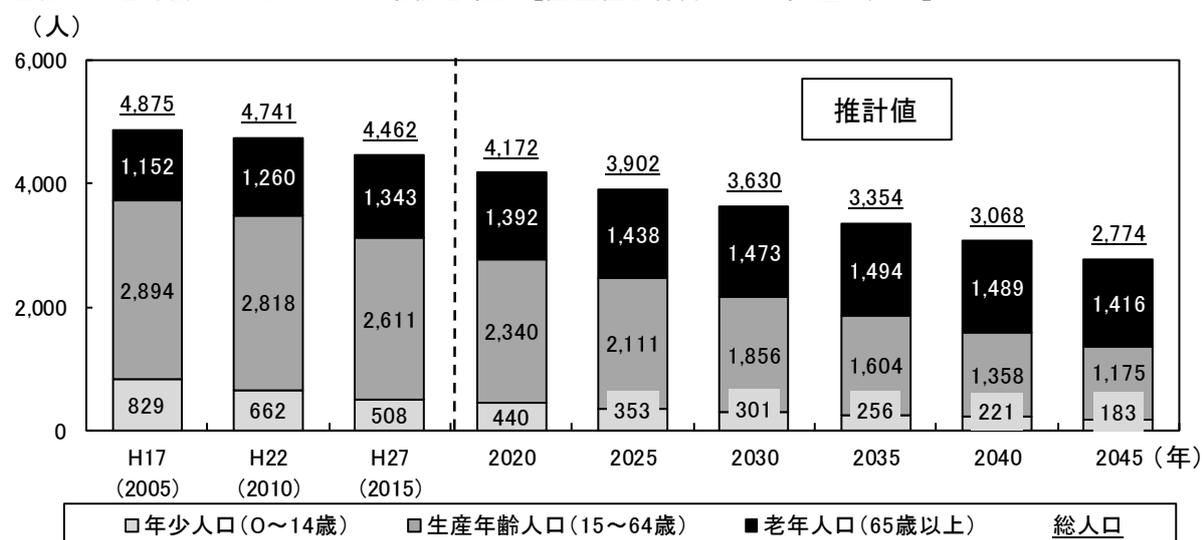
# 1 統計からみる状況

## (1) 人口・世帯の状況

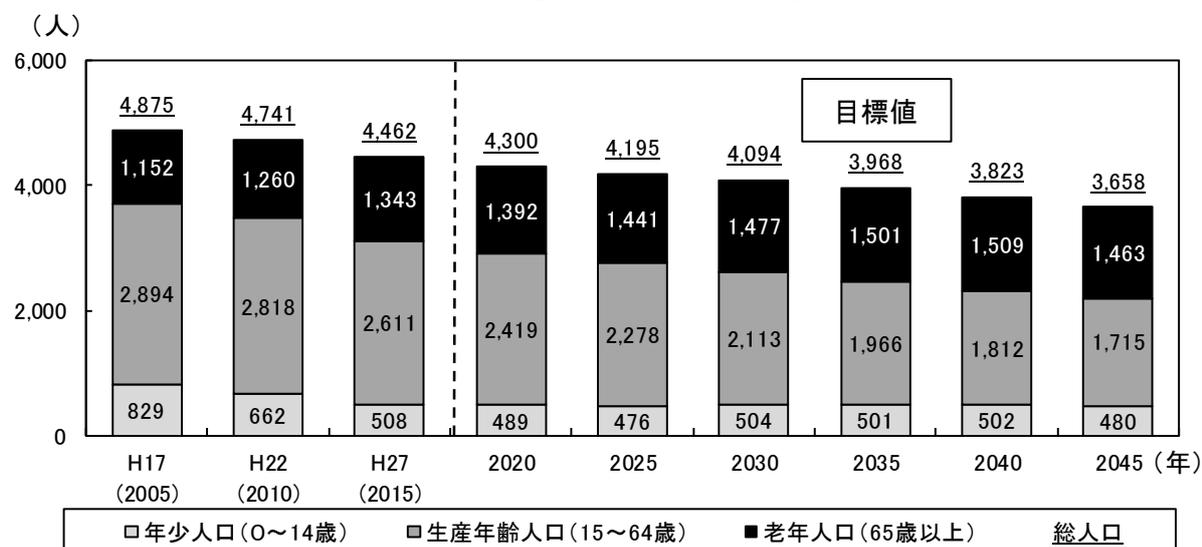
本村の総人口は、近年減少傾向にあります。年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少しており、老年人口（65歳以上）が増加しています。今後は、少子高齢化となり、2045年の人口は、平成27年（2015年）の約6割にあたる2,774人と見込まれています。

なお、第6次朝日村総合計画では、人口維持施策の推進目標として、2060年度に3,100人の維持という「チャレンジ目標人口」を定めています。この目標を達成するために、人口減少抑制を推進することとしています。

### ■総人口と年齢3区分別人口の推移と推計【国立社会保障・人口問題研究所】

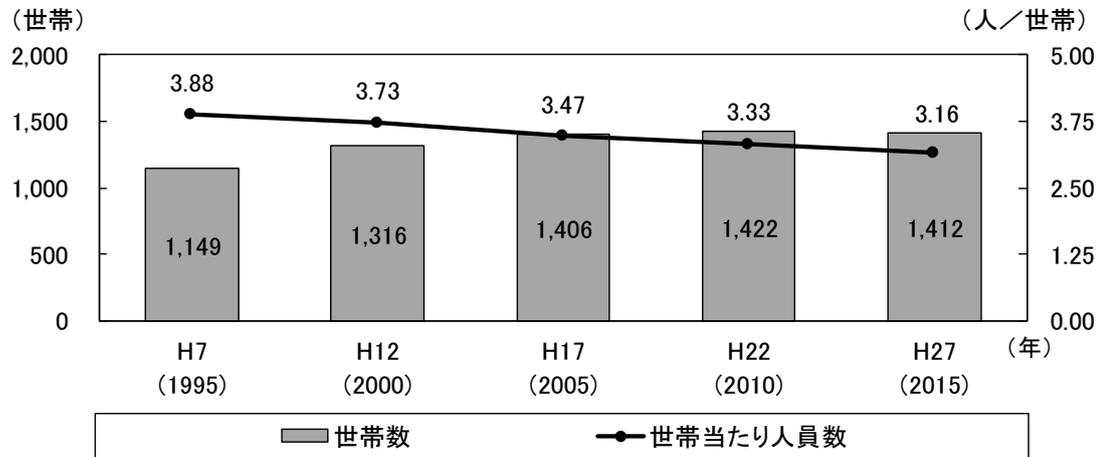


### ■総人口と年齢3区分別人口の推移と推計【チャレンジ目標人口】



世帯数をみると、平成 22 年まで増加し、その後は横ばいとなっています。世帯当たり人員数は減少傾向にあり、平成 27 年では 3.16 人となっています。

■一般世帯数・世帯当たり人員数の推移



資料：国勢調査

## (2) 子どもの状況

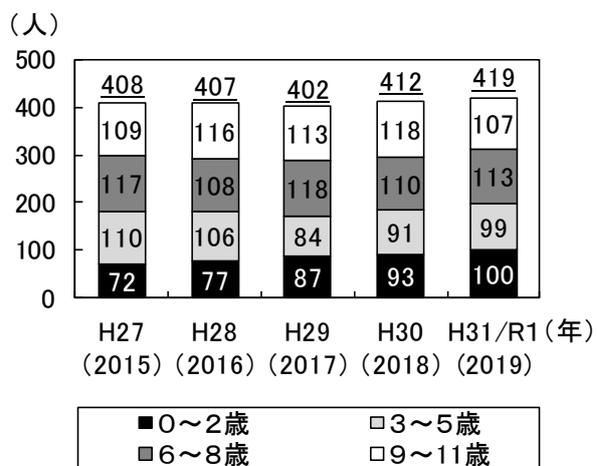
0歳から11歳までの子どもの数は、平成27年から平成31年（令和元年）まで、約400人で推移しています。年齢区分別にみると、0～2歳児の数は、平成27年から増加傾向にあります。

出生数は年によって増減しており、おおむね20～30人ほどとなっています。

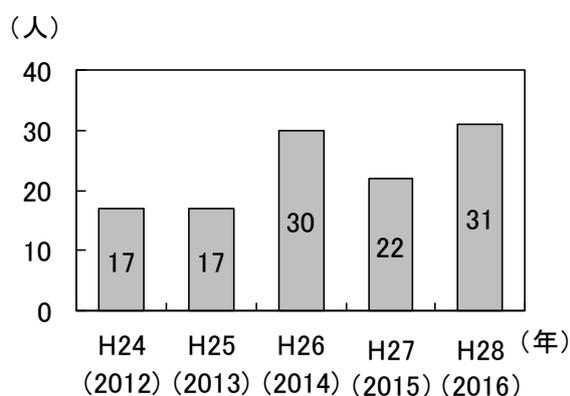
平成27年の母子世帯数は12世帯、父子世帯数は4世帯となっています。

あさひ保育園に通園する園児数は、平成29年まで減少傾向にありましたが、その後増加となっています。

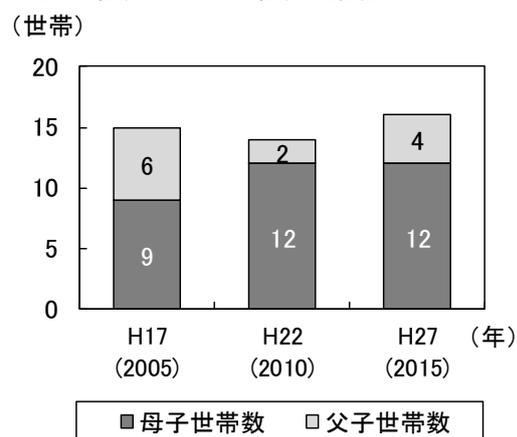
■ 児童数の推移



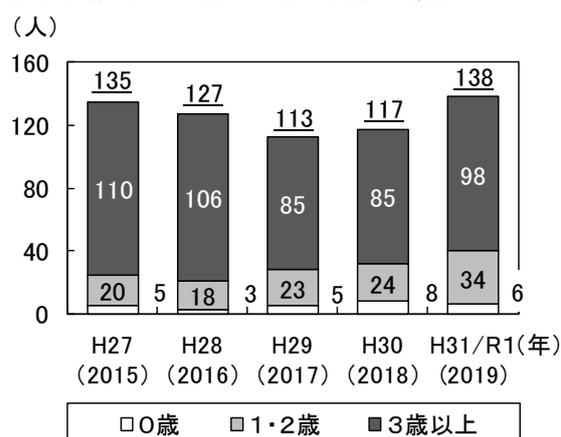
■ 出生数の推移



■ 母子世帯数・父子世帯数の推移



■ あさひ保育園に通園する園児数の推移



### (3) 高齢者の状況

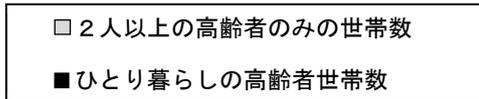
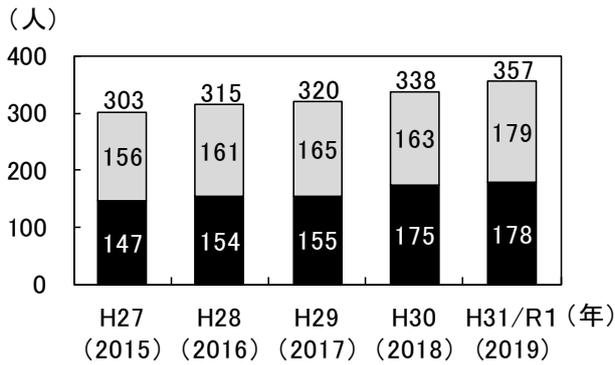
高齢者世帯数は増加傾向にあります。同居者の有無別に高齢者世帯の推移をみると、2人以上の高齢者のみの世帯数は、近年160世帯前後で横ばいとなっていました。平成30年から平成31年（令和元年）にかけて増加し、179世帯となっています。また、ひとり暮らしの高齢者世帯数は平成27年から継続的に増加しており、平成31年（令和元年）では178世帯と、2人以上の高齢者のみの世帯数に近似しています。

要支援・要介護認定者の状況をみると、平成28年から平成30年までは増加傾向にありましたが、平成31年（令和元年）には減少しています。認定区分別でみると、近年は要介護2が最も多くなっており、平成31年（令和元年）には71人と、全体の約3割を占めています。

また、要支援・要介護認定率の推移をみると、平成30年に16.2%と最も高くなっていますが、長野県や国と比較して低くなっています。

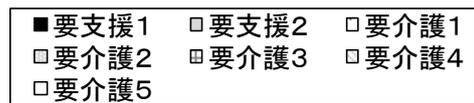
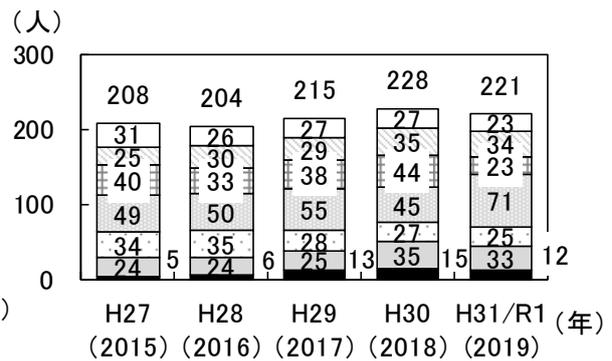
認知症高齢者数は、平成27年から平成31年（令和元年）にかけて減少傾向にあり、平成31年（令和元年）には158人となっています。

■ 高齢者世帯数の推移



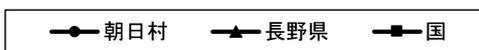
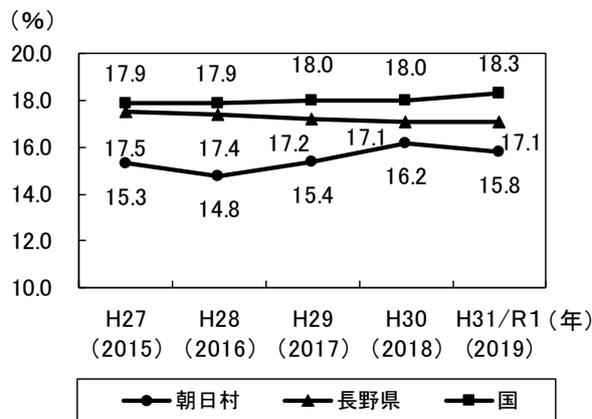
資料：朝日村の統計

■ 要支援・要介護認定者数の推移



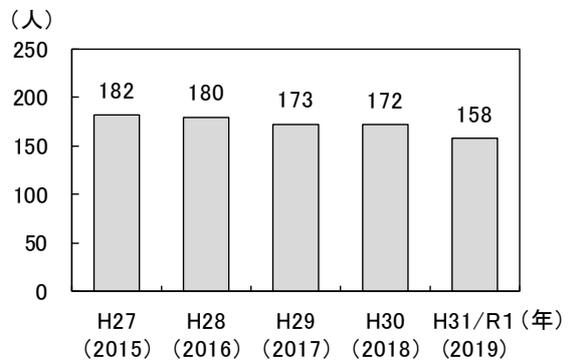
資料：地域包括ケア「見える化」システム

■ 要支援・要介護認定率の推移



資料：朝日村の統計

■ 認知症高齢者数の推移



資料：朝日村の統計

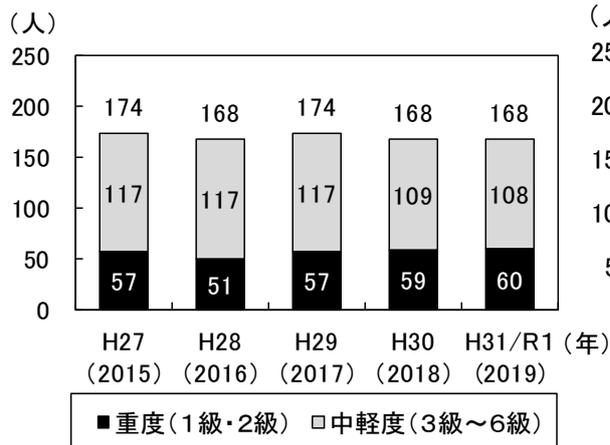
#### (4) 障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は、170人前後で推移しています。障がい別にみると、内部障がいが増加傾向、肢体不自由が減少傾向でそれぞれ推移しています。

療育手帳所持者数については、平成31年（令和元年）に56人となっています。

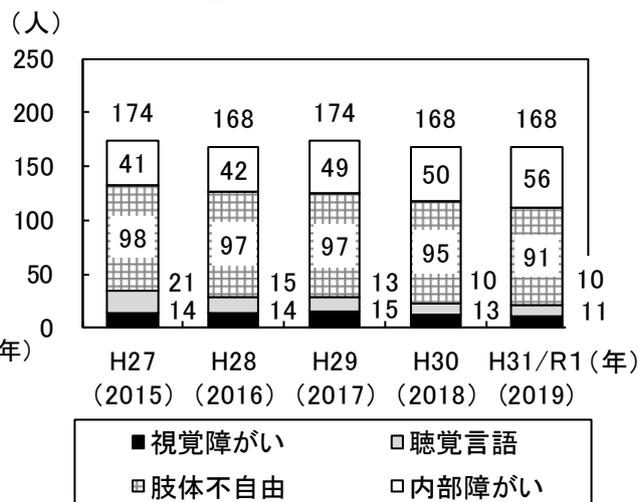
精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、平成27年から平成29年にかけて増加しており、その後ほぼ横ばいで推移しています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移



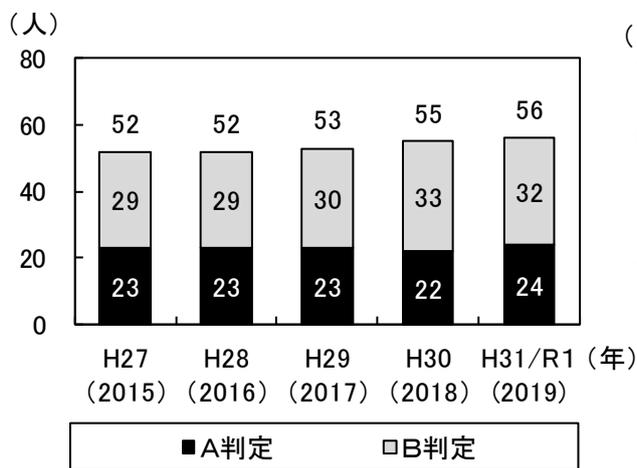
資料：朝日村障害者福祉計画、朝日村の統計

■ 身体障がいの種別の推移



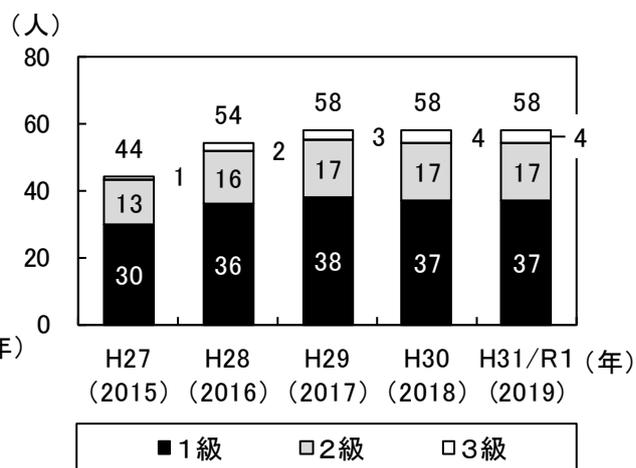
資料：朝日村障害者福祉計画、朝日村の統計

■ 療育手帳所持者数の推移



資料：朝日村障害者福祉計画、朝日村の統計

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



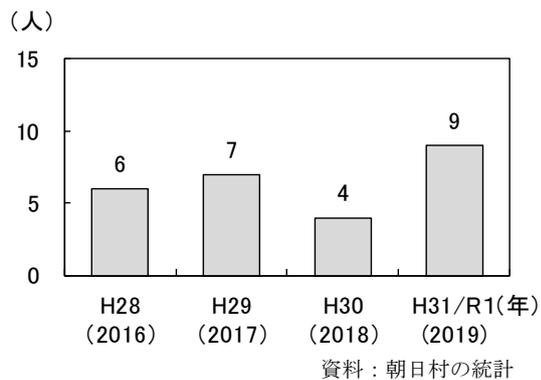
資料：朝日村障害者福祉計画、朝日村の統計

### (5) その他の支援が必要な人等の状況

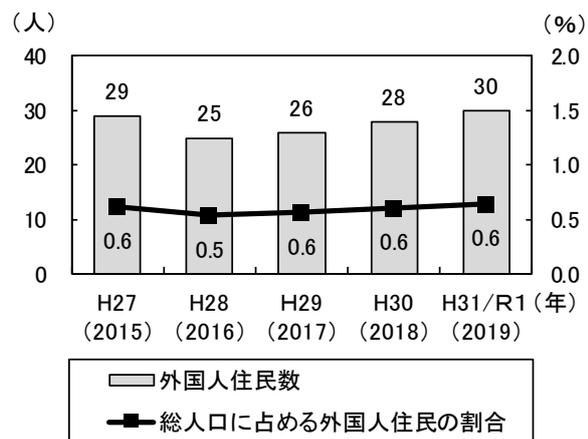
生活保護を受けている人の数は、平成31年（令和元年）に9人となっています。

本村の外国人住民数は、平成31年（令和元年）は30人であり、総人口の0.6%を占めています。

■生活保護受給者数の推移



■外国人住民数の推移



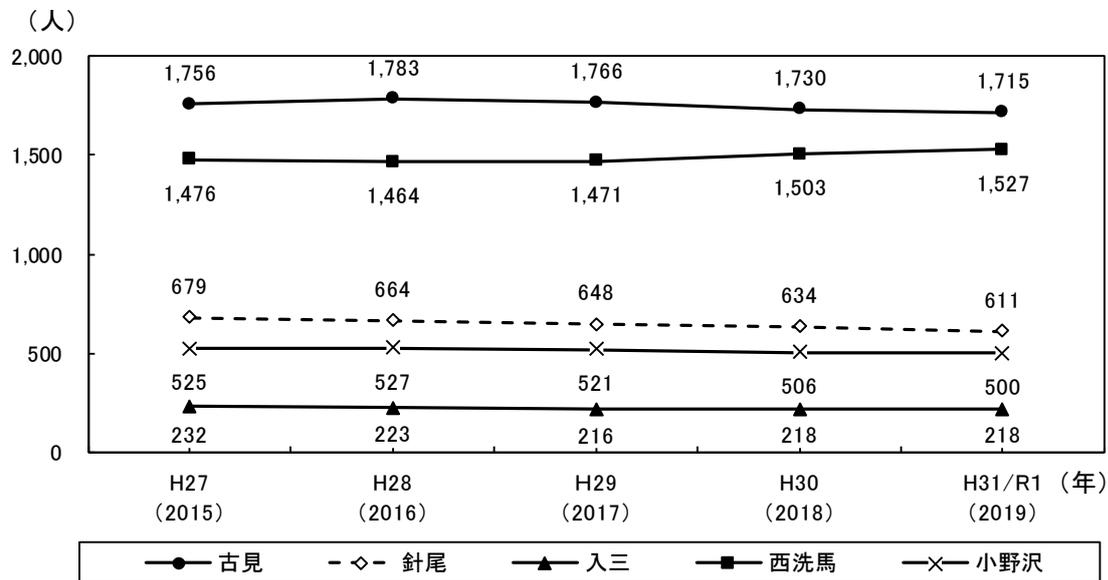
## 2 地区別の状況

### (1) 地区別人口・高齢化率の推移

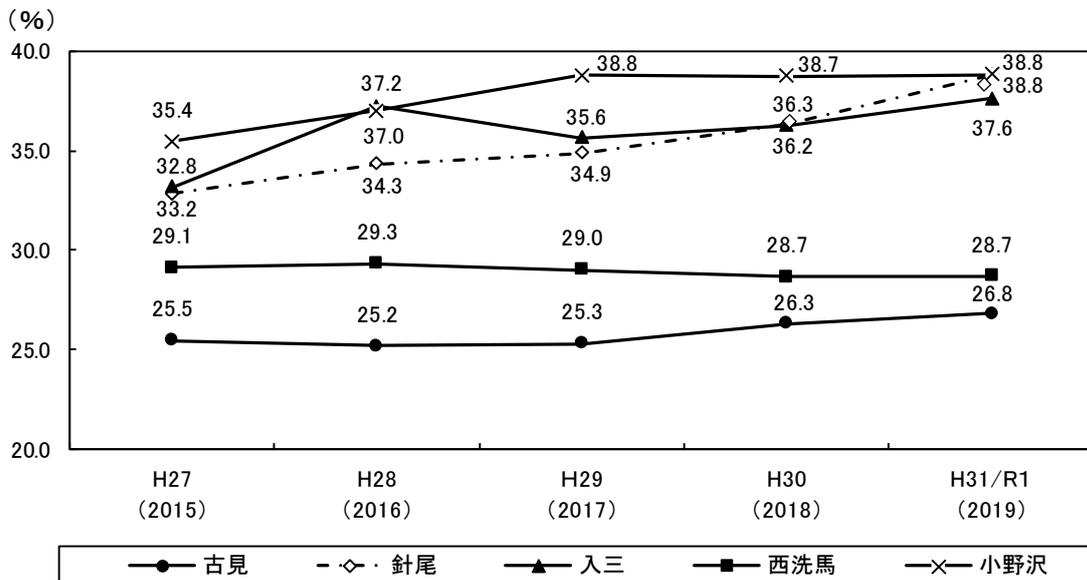
地区別人口の推移をみると、地区における人口が最も多いのは古見地区ですが、平成28年から平成31年（令和元年）にかけて減少しています。西洗馬地区の人口は、平成27年から平成28年に減少となっていますが、平成28年以降、増加傾向となっています。

地区別高齢化率の推移をみると、西洗馬地区を除くすべての地区で増加傾向にあり、特に針尾地区と小野沢地区では平成31年（令和元年）はともに38.8%、入見地区では37.6%となっています。西洗馬地区のみ、平成29年以降、高齢化率がやや低下しています。

#### ■地区別人口の推移



#### ■地区別高齢化率の推移



## (2) 地区別世帯数の推移

地区別世帯数の推移をみると、多くの地区で横ばいか微減傾向にあるものの、西洗馬地区では平成27年の460世帯から平成31年（令和元年）の512世帯へと大きく増加しています。

### ■世帯数・独居世帯数・高齢者世帯数・独居高齢者世帯数の推移

(世帯)

		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)
世帯総数		1,483	1,492	1,502	1,526	1,533
古見	世帯数	573	583	581	581	577
	高齢者世帯数	44	48	47	51	51
	独居世帯数	101	111	112	119	113
	独居高齢者世帯数	62	61	63	67	63
針尾	世帯数	203	203	201	202	200
	高齢者世帯数	20	20	19	23	24
	独居世帯数	29	31	33	34	34
	独居高齢者世帯数	18	22	21	23	25
入三	世帯数	82	78	78	81	83
	高齢者世帯数	13	11	14	12	17
	独居世帯数	20	21	19	22	22
	独居高齢者世帯数	13	14	12	14	15
西洗馬	世帯数	460	464	481	504	512
	高齢者世帯数	52	54	56	55	59
	独居世帯数	65	72	87	97	88
	独居高齢者世帯数	34	34	35	45	47
小野沢	世帯数	165	164	161	158	161
	高齢者世帯数	27	28	29	22	28
	独居世帯数	32	32	30	31	35
	独居高齢者世帯数	20	23	24	26	28

資料：朝日村の統計

### 3 アンケート調査結果からみる本村の状況

#### (1) アンケート調査の概要について

本村の地域福祉や福祉支援の現状、村民の福祉に対する考えや意見等を把握し、本計画の策定に活用することを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査方法及び回収結果は下記のとおりです。

#### ■調査の概要

調査地域	朝日村内全域
調査対象	村内に在住の18歳以上の村民
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和元年(2019年)7月29日～令和元年(2019年)8月9日
配布数(A)	1,000件
回収件数(B)	363件
回収率(B/A)	36.3%

※図表中の「N(number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。

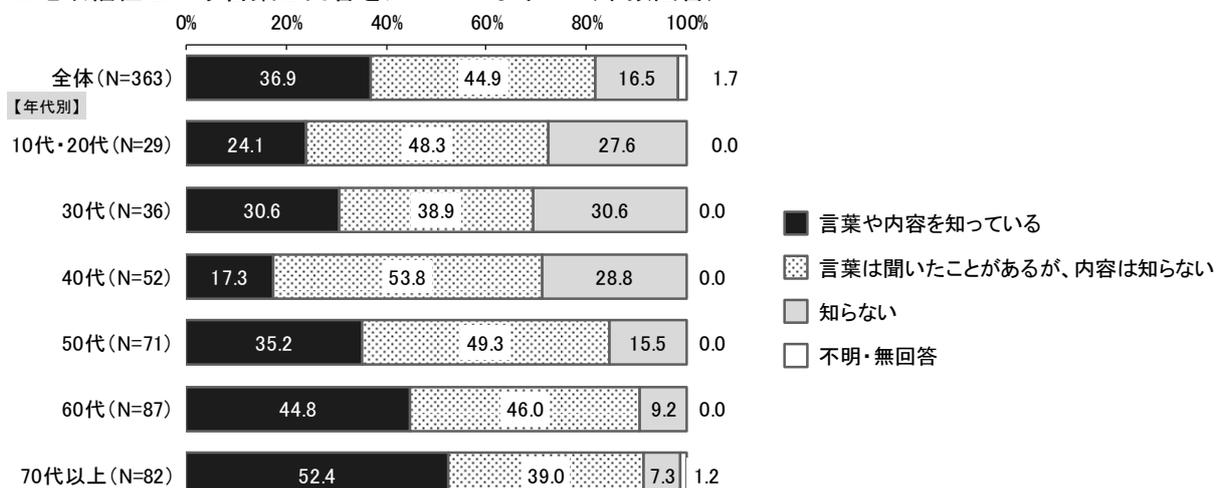
#### (2) アンケート調査の結果

##### ① 地域福祉に対する認知度について

地域福祉という言葉と内容を知っているかどうかについて、全体では、「言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない」が最も高く、次いで「言葉や内容を知っている」が36.9%、「知らない」が16.5%となっています。

年代別にみると、10代・20代から40代で「知らない」が3割程度と、50代以上と比較すると認知度が低くなっています。「言葉や内容を知っている」割合は50代から高くなっており、70代以上では、52.4%となっています。

#### ■地域福祉という言葉と内容を知っていますか(単数回答)

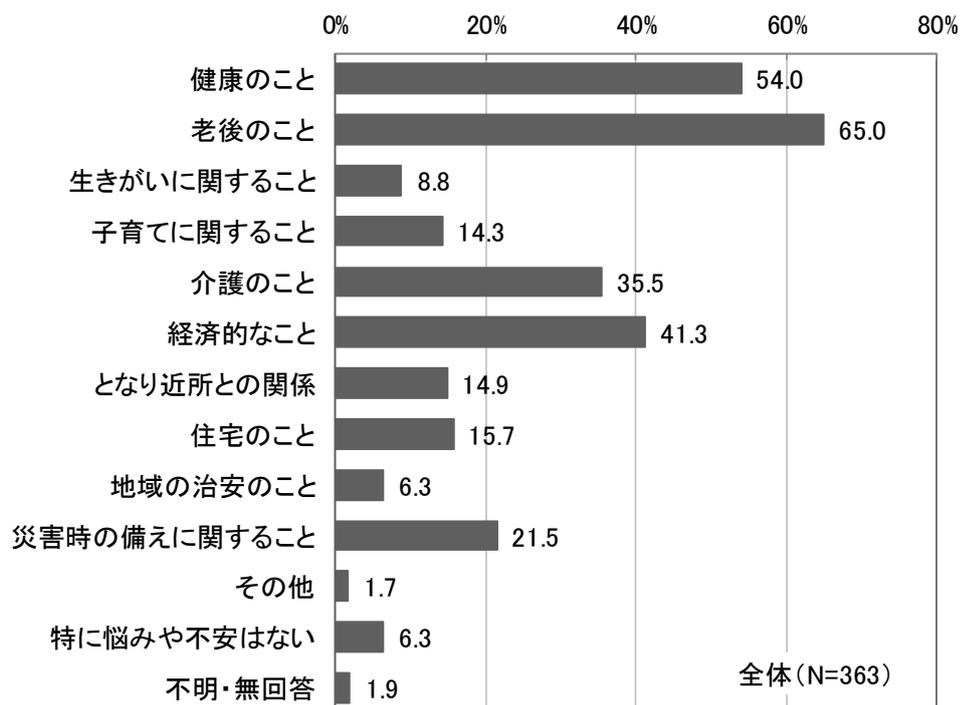


## ② 日常生活における悩みや不安、その相談相手

日常生活において悩みや不安を感じる内容について、全体では「老後のこと」が最も高く、次いで「健康のこと」「経済的なこと」となっています。

年代別では、10代・20代で「経済的なこと」が、30代以降は「老後のこと」がそれぞれ最も高くなっています。また、各年代で2位・3位の項目をみると、ほとんどの年代で「健康のこと」が入っているほか、30代までは「子育てに関すること」、40代・50代は「経済的なこと」、60代以上は「介護のこと」となっています。

■あなたあるいはご家族は、日常生活において、主にどのような悩みや不安を感じていますか（複数回答）



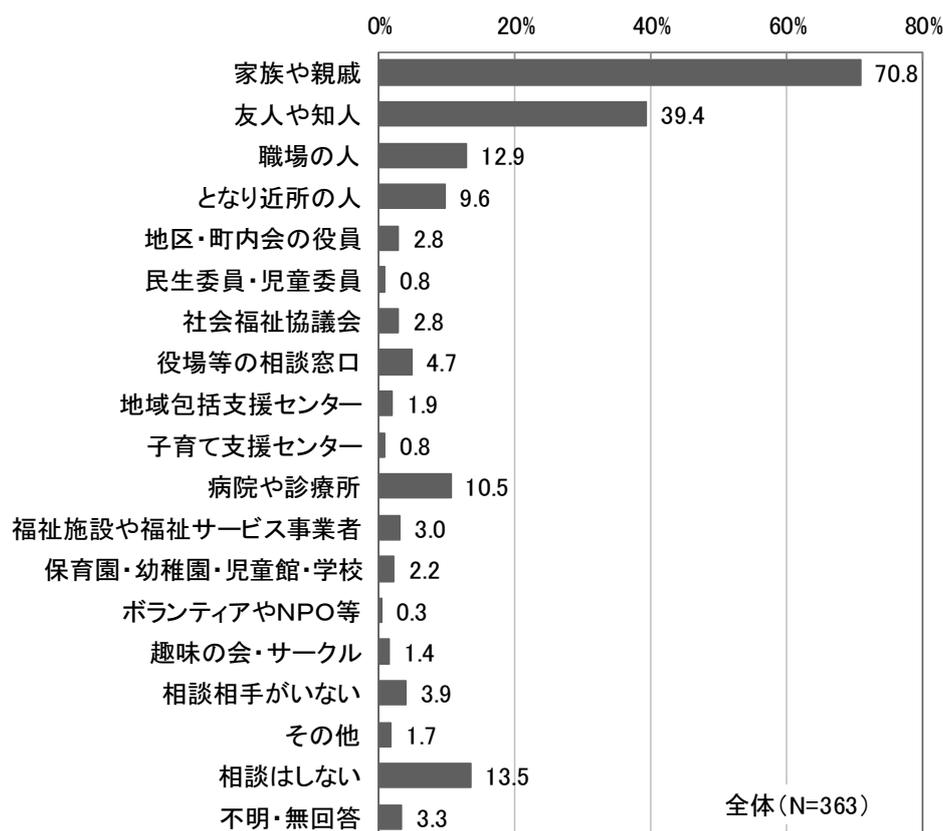
■年代別の上位回答（3位までを抜粋）

【年代別】	1位	2位	3位
10代・20代 (N=29)	経済的なこと (72.4%)	老後のこと (51.7%)	子育てに関すること (37.9%)
30代(N=36)	老後のこと (47.2%)	子育てに関すること (44.4%)	健康のこと (41.7%)
40代(N=52)	老後のこと (63.5%)	経済的なこと (53.8%)	健康のこと (50.0%)
50代(N=71)	老後のこと (74.6%)	健康のこと (53.5%)	経済的なこと (47.9%)
60代(N=87)	老後のこと (64.4%)	健康のこと (62.1%)	介護のこと (36.8%)
70代以上 (N=82)	老後のこと (74.4%)	健康のこと (70.7%)	介護のこと (43.9%)

生活上の悩みや不安を相談する相手について、全体では「家族や親戚」が最も高くなっています。

性別では、「相談はしない」が男性では3位、女性では5位となっており、相談自体をしないという方が一定数いることがわかります。悩みや不安に対して、気軽に相談できる環境の充実が必要です。

■あなたあるいはご家族は、生活上の悩みや不安を、主に誰（どこ）に相談していますか（複数回答）



■性別の上位回答（5位までを抜粋）

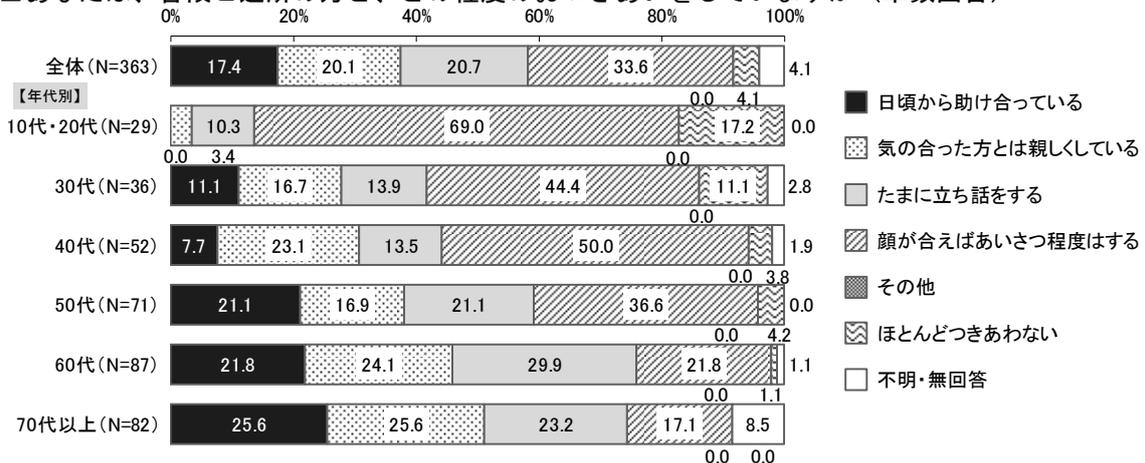
【性別】	1位	2位	3位	4位	5位
男性 (N=153)	家族や親戚 (69.9%)	友人や知人 (37.3%)	相談はしない (18.3%)	職場の人 (15.0%)	病院や診療所 (12.4%)
女性 (N=203)	家族や親戚 (73.4%)	友人や知人 (41.9%)	職場の人 (11.3%)	となり近所の人 (10.8%)	相談はしない (10.3%)

### ③ 近所の方とのつきあいについて

全体では「顔が合えばあいさつ程度はする」が最も高く、次いで「たまに立ち話をする」となっています。

年代別では、50代よりも上の年代で「日頃から助け合っている」が2割程度となっていますが、10・20代から40代では、その割合が低くなっています。

■あなたは、普段ご近所の方と、どの程度のおつきあいをしていますか（単数回答）

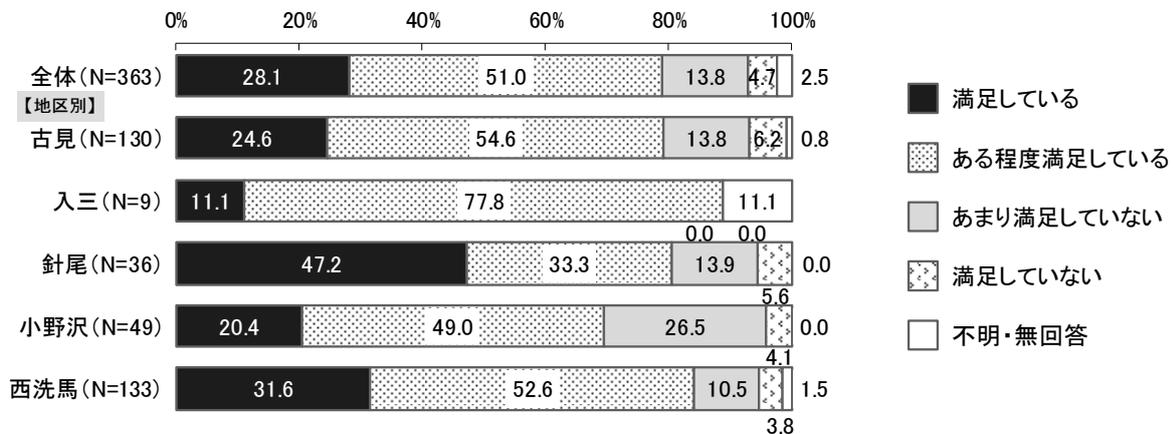


近所づきあいに対する満足度について、全体では約8割が『満足している』となっています。地区別では、小野沢地区で『満足していない』が30.6%と、他の地区と比べて高くなっています。近所づきあいに対する満足度を向上させるために、地域福祉の推進が求められています。

本設問の選択肢は、以下のとおり合算して表現しています。

『満足している』 … 「満足している」と「ある程度満足している」の合算  
 『満足していない』 … 「あまり満足していない」と「満足していない」の合算

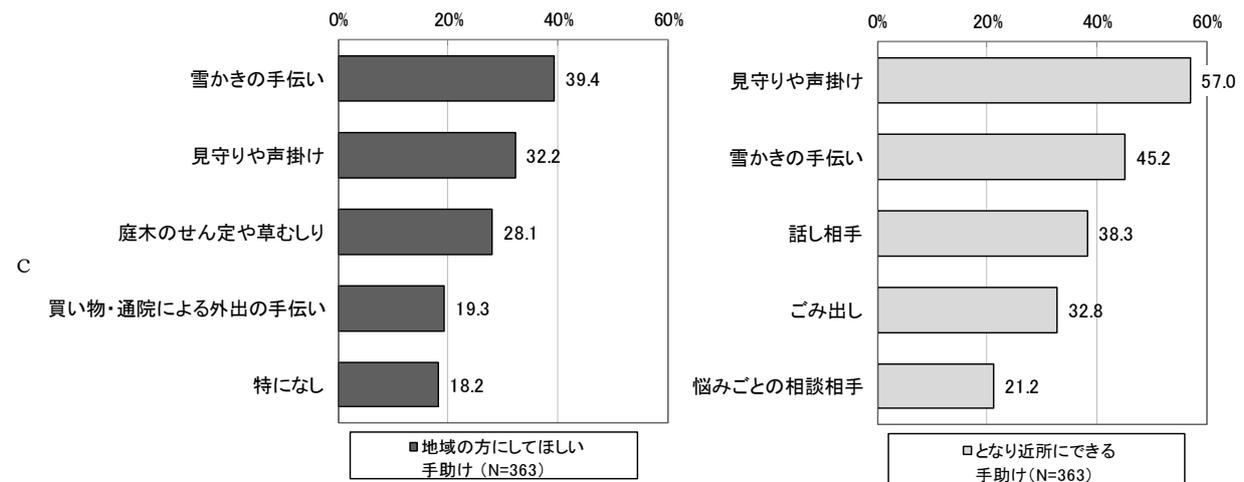
■あなたは、今の近所づきあいに満足していますか（単数回答）



#### ④ 地域内での手助けについて

地域の方にしてほしい手助けについて、「雪かきの手伝い」が最も高く、次いで「見守りや声掛け」「庭木のせん定や草むしり」となっています。一方、となり近所にできる手助けとして、「見守りや声掛け」「雪かきの手伝い」「話し相手」が高くなっています。手助けしたい気持ちと手助けが必要な人とをつなげるコーディネート機能が必要となっています。

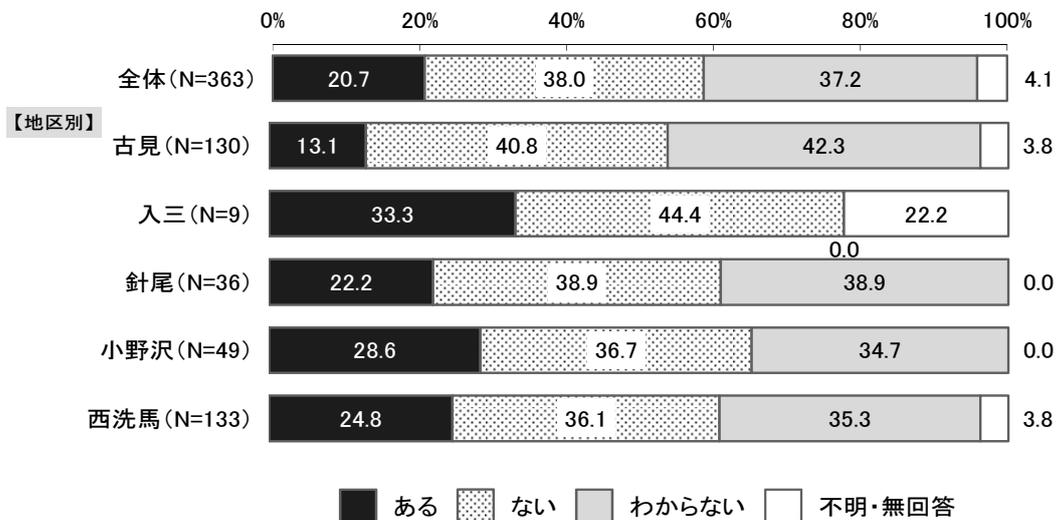
- ア あなたやご家族が、高齢や病気、子育て等で悩みや困難を抱えたとき、地域の方にどのような手助けをしてほしいですか（複数回答）※上位5位
- イ また、となり近所で、同様の理由等で困っているご家庭があったら、どのような手助けができますか（複数回答）※上位5位



となり近所に、周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われる家庭の有無について、全体では「ある」が20.7%、「ない」が38.0%、「わからない」が37.2%となっています。

地区別では、いずれの地区でも1～3割程度となっています。

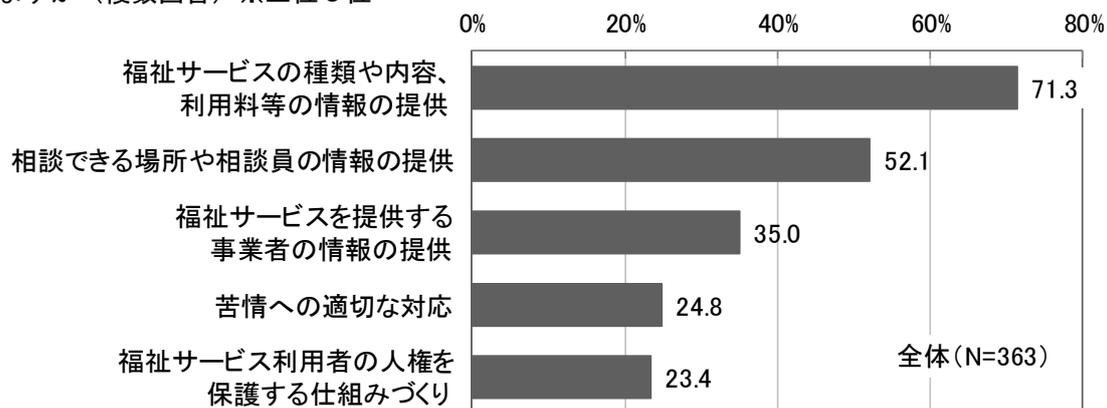
- となり近所に、周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われるご家庭がありますか（単数回答）



## ⑤ 地域の福祉を推進する環境づくり

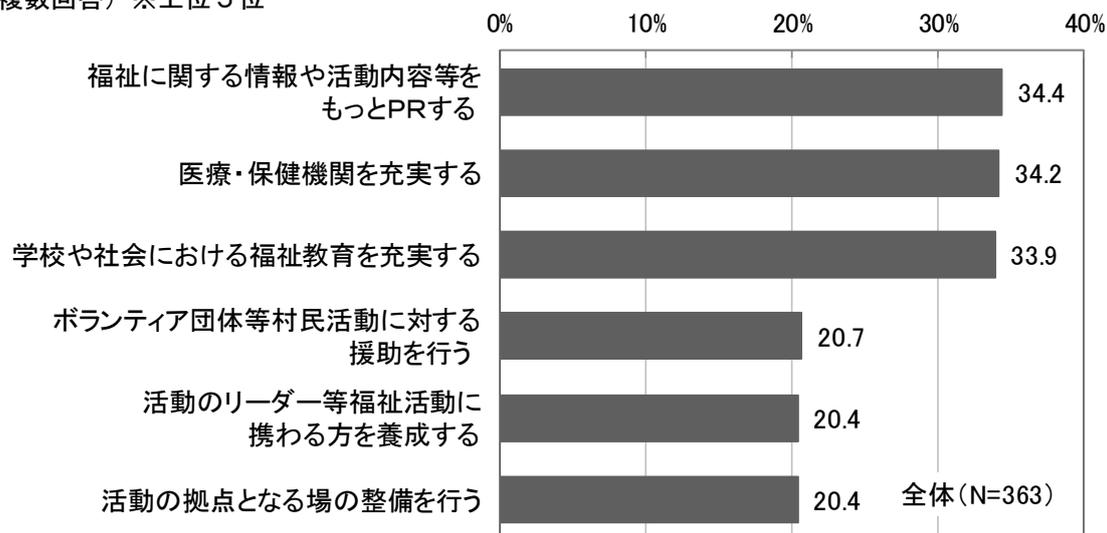
福祉サービスを安心して利用するために必要なことについて、「福祉サービスの種類や内容、利用料等の情報の提供」「相談できる場所や相談員の情報の提供」が高くなっています。住民が、それぞれ必要とする情報を手に入れやすい環境をつくることが求められています。

■あなたは、福祉サービスを安心して利用できる地域をつくるために、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答）※上位5位



地域の福祉活動推進において必要なことについて、「福祉に関する情報や活動内容等をもっとPRする」「医療・保健機関を充実する」「学校や社会における福祉教育を充実する」がいずれも3割を超えています。福祉に関して、広く理解を促す取組が求められています。

■あなたは、地域の福祉活動を進めるために、どのようなことが必要だと思いますか（複数回答）※上位5位



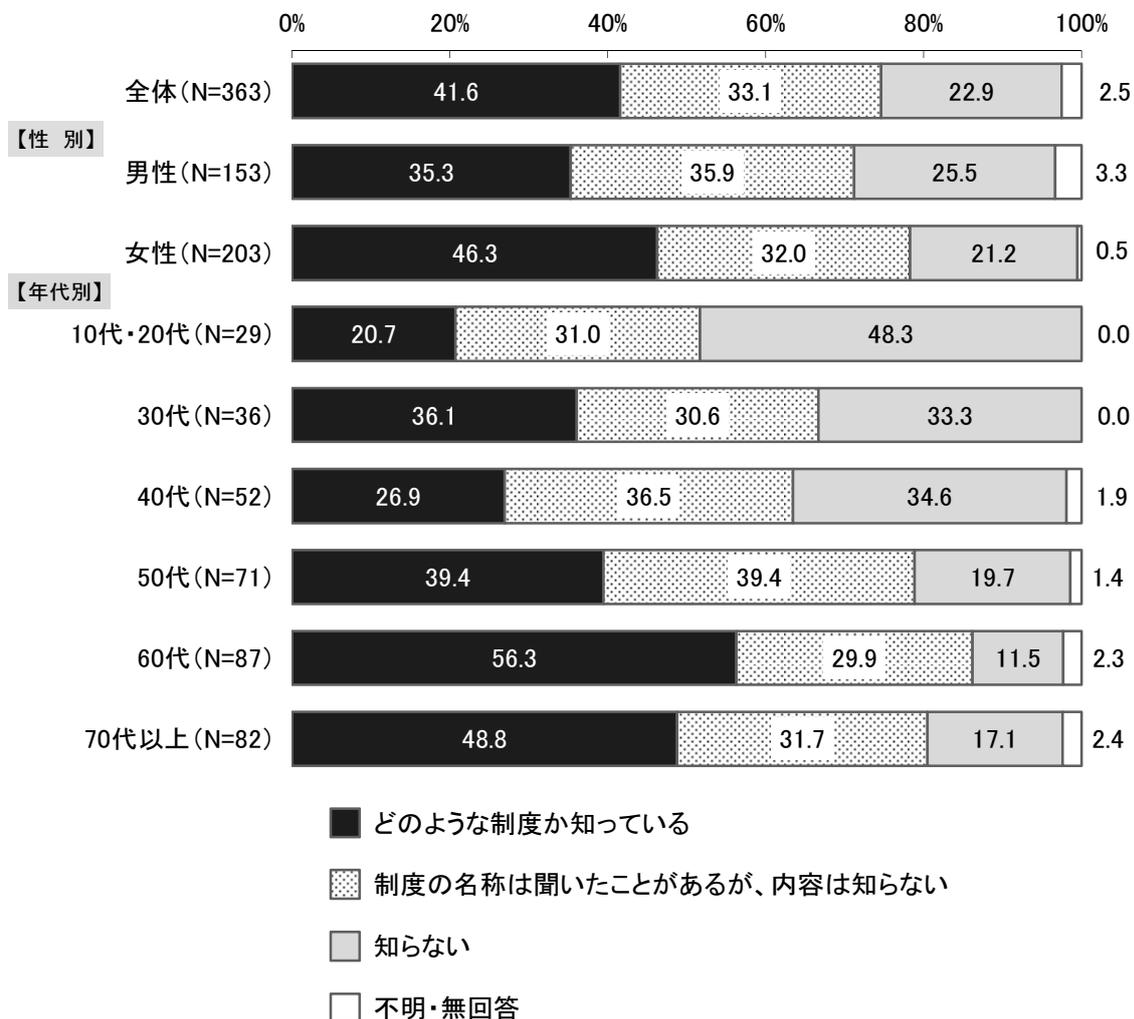
## ⑥ 支援を必要とする方への認識・手助けについて

成年後見制度への認識について、全体では「どのような制度か知っている」が41.6%、「制度の名称は聞いたことがあるが、内容は知らない」が33.1%、「知らない」が22.9%となっています。

性別では、女性で「どのような制度か知っている」が46.3%と、男性と比べて11.0ポイント高くなっています。

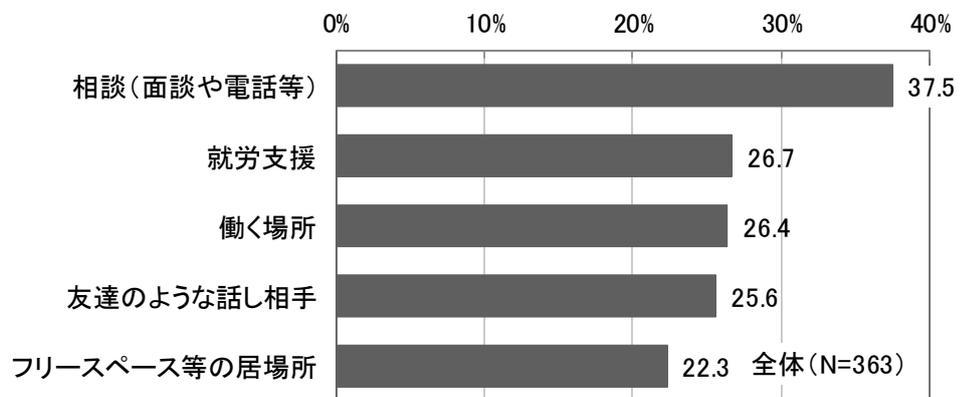
年代別では、60代、70代以上で「どのような制度か知っている」が約5割と高く、他の年代に比べて成年後見制度が認知されています。

### ■あなたは、成年後見制度を知っていますか（単数回答）



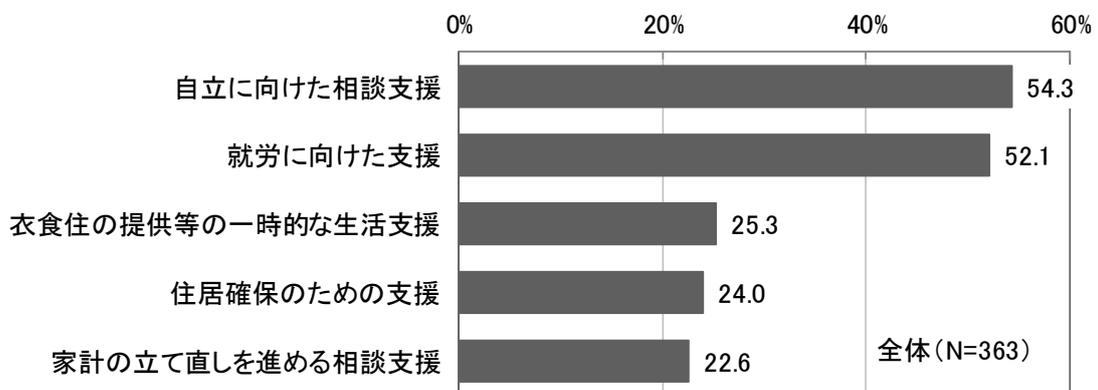
ひきこもりの方を支援するために重要だと思う施策について、全体では「相談（電話や面談等）」が37.5%と最も高く、次いで「就労支援」が26.7%、「働く場所」が26.4%となっています。

■ひきこもりの方を支援するためどのような施策が重要だと思いますか（複数回答）※上位5位



生活困窮者に対する施策で重要だと思う施策について、全体では「自立に向けた相談支援」が54.3%と最も高く、次いで「就労に向けた支援」が52.1%となっています。

■生活困窮者（就労したくてもできない、住居がない方等）を支援するためどのような施策が重要だと思いますか（複数回答）※上位5位



## ⑦ 災害時の避難について

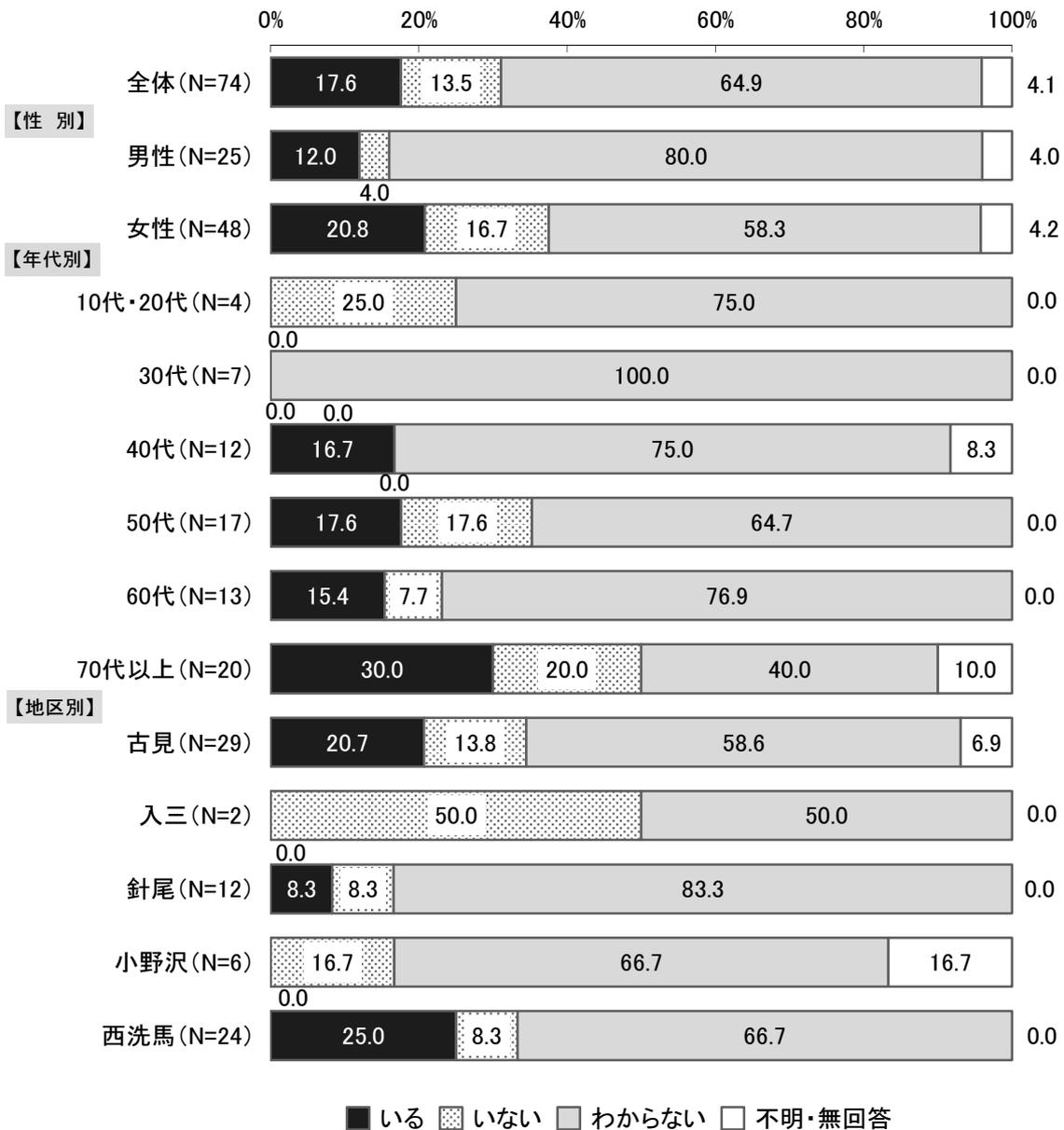
災害時に自力避難ができない人のうち、地震等災害発生時に助けてもらえる方について、全体では「いる」が17.6%、「いない」が13.5%、「わからない」が64.9%となっています。

性別では、男性で「いない」「わからない」を合わせて84.0%と、女性と比べて9.0ポイント高くなっています。

年代別では50代、60代で「いない」「わからない」を合わせて約8割となっています。

地区別では、針尾地区で「いない」「わからない」を合わせて91.6%となっています。

■あなたは、地震等災害発生時に助けてもらえる方がいますか（単数回答）  
 <災害時に自力避難ができない、またはわからない人のみへの質問>



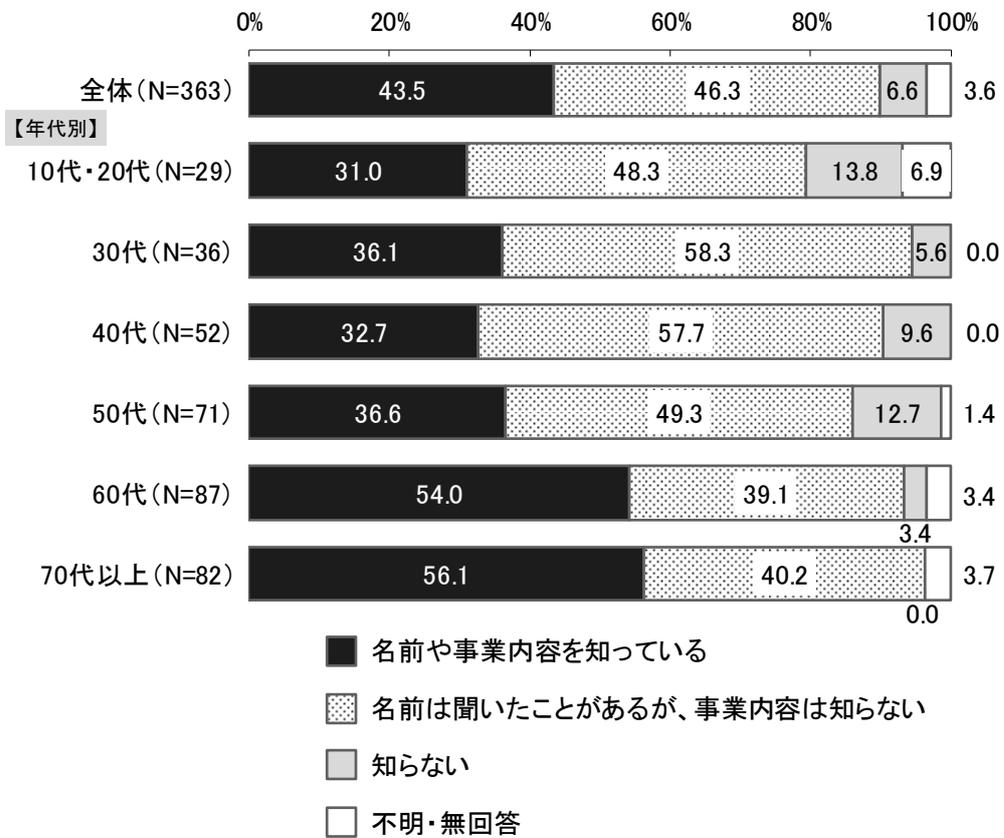
### ⑧ 朝日村社会福祉協議会（えべや かたくりの里）の認知度について

朝日村社会福祉協議会（えべや かたくりの里）の認知度について、全体では「名前や事業内容を知っている」が 43.5%、「名前は聞いたことがあるが、事業内容は知らない」が 46.3%、「知らない」が 6.6%となっています。

年代別にみると、60代、70代以上で「名前や事業内容を知っている」が5割を超えています。

組織名の周知は進んでいると考えられるため、活動内容や事業についてのPRが必要であると考えられます。

#### ■あなたは、朝日村社会福祉協議会（えべや かたくりの里）を知っていますか（単数回答）



---

## 4 本村の地域福祉における課題と今後の方向性

---

### 課題1 困難を抱えている人への支援の充実

---

社会情勢の変化等により、支援を必要とする人や複合的な課題を抱える人が増えている傾向がみられます。本村においても、高齢化の進行や、ライフスタイルの多様化、家族形態が変化する中で、これまでにない地域生活課題がみられます。

アンケート調査結果によると、生活上の悩みについて、家族や親戚、友人や知人に相談している人が多くいましたが、一方で、相談をしていない人も1割程度みられます。課題が深刻化する前に困りごとを抱えている人を把握し、早期に支援へとつなげていく必要があります、そのためには住民や行政、専門職が連携したネットワークを構築することが求められます。

また、全国的に大規模な災害が多く発生する中、高齢者や障がいのある人等については、避難時や避難後に特別な配慮が必要です。日ごろから地域で顔の見える関わりをもつことで、いざという時も助け合えるような関係性をつくることが求められます。

### 課題2 すべての村民が自分らしく、生きがいを持って暮らせる環境の整備

---

「地域共生社会」の実現が国で提唱される中、本村においても年齢や性別、障がいの有無、国籍等に関係なく誰もが生きがいを持って暮らしていけるむらづくりが必要となっています。また、支援を必要とする人が増える一方で、公的サービスだけでは対応しきれない課題について、村民同士の支え合い・助け合いによって解決する仕組みをつくることが求められます。

アンケート調査結果によると、ご近所との付き合いについて「顔が合えばあいさつ程度はする」という声が多く、「日頃から助け合っている」「気の合った方とは親しくしている」という人は特に10代～40代で少なくなっています。一方で、「見守りや声掛け」「雪かきの手伝い」等、となり近所に対してできる手助けも挙げられており、こうした結果を踏まえながら支え合いの仕組みづくりを推進することが求められます。また、誰もが生きがいを持てる、活躍できるような多様な居場所づくりや就労等の機会をつくることも必要となっています。

### 課題3 地域福祉の推進のための人材育成

---

村全体で地域福祉を進めていくには、村民一人ひとりが地域や福祉に対する関心を持つことが不可欠です。一方で、アンケート調査結果によると、地域福祉という「言葉や内容を知っている」人は3分の1程度にとどまっているため、より一層意識を高めていく必要があります。また、人口減少や高齢化の進行により、地域の担い手不足が今後想定される中で、地域活動やボランティアについても意識啓発を行い、より多くの村民が主体的に地域づくりに関わることを求められます。

## 第 3 章 計画の基本的な考え方

---

---

## 1 基本理念

---

本計画では、地域福祉の推進により目指す村の姿を示します。

国において、「地域共生社会」が目指され、誰もが地域の事を我が事として考え、そして役割を持ちながら主体的に活動することが求められています。本村においても、このような方向性をふまえ、「一人ひとりが活躍し、共に支え合い 安心して暮らし続けられる むらづくり」を基本理念として掲げます。

《基本理念》

**一人ひとりが活躍し、共に支え合い  
安心して暮らし続けられる むらづくり**

---

## 2 基本目標

---

### **基本目標 1 安全・安心の地域の基盤づくり**

誰もが安全で、安心して自分らしく地域で暮らすことができるよう、防災・防犯に関する取組や、様々な課題を抱える人に支援を届けられるような情報提供や相談支援、多様な機関が連携した包括的な地域のネットワークづくりを推進します。

### **基本目標 2 誰もが生きがいを持てる 支え合いの地域づくり**

高齢化が進行していく中でも心身共に豊かに暮らしていくために不可欠である、健康づくりを促進します。また、地域の支え合いの取組の強化や、誰もが地域で活躍できる支援を進めることで、年齢や性別、障がいの有無、経済的状況等に関わらず、生きがいを持って暮らしていける地域づくりを進めます。

### **基本目標 3 地域の福祉活動の推進**

村民一人ひとりが地域福祉の重要性を認識し実践できるよう、様々な手段を通じた福祉意識の啓発や、地域活動・ボランティア活動の担い手の確保・育成及び活動の支援を進めます。

### 3 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
一人ひとりが活躍し、共に支え合い 安心して暮らし続けられる むらづくり	1 安全・安心の 地域の 基盤づくり	<b>1 安心して暮らせるむらづくりの推進</b> 重5施1取1 地域包括ケアシステムの構築・深化 重6施3取2 地域の防災活動の強化 重6施3取4 防犯活動の推進
		<b>2 支援を求める人を支える仕組みの強化</b> 重5施1取1 地域包括ケアシステムの構築・深化 重5施2取3 差別の解消や合理的配慮の推進 重5施3取2 人権教育や男女共同参画に関する教育の推進 重6施2取3 支援を必要とする人に対する取り組みの充実
		<b>3 包括的な地域の連携体制の強化</b> 重5施1取1 地域包括ケアシステムの構築・深化 重6施2取3 支援を必要とする人に対する取り組みの充実
	2 誰もが生きがいを持てる 支え合いの 地域づくり	<b>1 心身の健康づくりの促進</b> 重6施1取1 心身の健康づくりの推進
		<b>2 村民同士の触れ合い・支え合いの推進</b> 重5施1取1 地域包括ケアシステムの構築・深化 重6施2取2 地域活動の促進
		<b>3 あらゆる人が活躍できる場づくり</b> 5施2取1 障がいのある人の自立や自分らしい生活の実現に向けた支援の充実 重5施2取3 差別の解消や合理的配慮の推進 重6施2取2 地域活動の推進 重7施2取1 公共交通網の充実
	3 地域の福祉活動 の推進	<b>1 「共生」を育む福祉意識の啓発</b> 重6施2取1 支え合う意識の醸成 重6施2取2 地域活動の推進
		<b>2 地域を支える担い手づくり</b> 重6施2取1 支え合う意識の醸成 重6施2取2 地域活動の推進

※基本施策右下には、朝日村第6次総合計画における関連項目を示しています。

重：重点施策、施：主要施策、取：主な取り組み



## 第4章 施策の展開

---

## 基本目標1 安全・安心の地域の基盤づくり

### 基本施策1 安心して暮らせるむらづくりの推進

#### 主要施策1 防災・防犯体制の充実

- 地域の防災体制の充実
- 見守り等による防犯対策の推進

#### 主体ごとの役割

主体	役割
村民・ 区・地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日ごろからとなり近所で顔の見える関係をつくり、見守り等を行うことで、災害時の円滑な避難を行いましょう。</li> <li>・自主防災組織や消防団、防災リーダー等の防災活動に参加しましょう。</li> <li>・コミュニティスクールや、「子どもを守る安心の家」に協力することで、地域ぐるみで子どもの見守りを行いましょう。</li> </ul>
事業者・ 各団体・ 社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【社協】災害時には、朝日村（あるいは朝日村長）の要請により、災害ボランティアセンターの設置・運営を行います。</li> <li>・【社協】日頃から、災害や災害ボランティアなどに対する意識向上や啓発を進めます。</li> <li>・郵便局をはじめ配達等を行う事業所や企業が、見守り活動に協力します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【総務課】自主防災組織の体制の見直しや強化、消防団員の確保、防災リーダーの育成、村民の防災活動を支援します。</li> <li>・【総務課】広報やホームページを通じた防犯に関する情報提供により、村民の防犯意識の啓発や告知放送により、犯罪が起こりにくい環境づくりを進めます。</li> <li>・【総務課・住民福祉課】避難行動要支援者名簿<sup>2</sup>の整備、住民支え合いマップ<sup>3</sup>等の活用により、避難行動要支援者への支援を強化するとともに、避難方法の検討を行います。</li> <li>・【住民福祉課】災害時には、要支援者の特性を踏まえ必要な空間の確保を行う等、福祉避難所の運営体制の充実を図ります。</li> <li>・【総務課・教育委員会】小学生児童への「我が家のセーフティリーダー<sup>4</sup>」の委嘱等を通じて、子どもの防犯意識の啓発を図ります。</li> <li>・【住民福祉課】民生委員による定期的な訪問やきずな電話<sup>5</sup>、おたっしや弁当<sup>6</sup>の配食等を通じ、高齢者等への見守り支援を行います。</li> <li>・【住民福祉課】犯罪や非行をした人が罪を償い、地域社会に復帰できるよう、国や県、多様な機関等と連携した再犯防止施策に取り組みます。</li> </ul>

## ■指標

指標	基準値（H30年度）	目標値（R6年度）
消防団員数	163人	170人
自主防災訓練参加者数	942人	940人
防災リーダー数	0人	5人
避難時において支援を必要とする人のうち、 避難行動要支援者台帳に登録している人の割合	43.5%	80.0%

- <sup>1</sup> **コミュニティスクール**：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、地域に開かれた学校づくりをすること。本村では、文部科学省型コミュニティスクールを推進し、地域住民の学校運営への参加、学校支援、学校関係者評価を一体的に行っている。また、コーディネーターやボランティアの支援を受けながら、学校の持続可能な協働を推進している。
- <sup>2</sup> **避難行動要支援者名簿**：災害時に自分で避難することが難しく、避難の支援を必要とする人の名前や住所、必要な支援や連絡先等の情報を地域で共有し、災害時に支援ができる体制を進めるための名簿。
- <sup>3</sup> **住民支え合いマップ**：地域で支援が必要な住民や課題等を把握するために作成するマップ。
- <sup>4</sup> **我が家のセーフティリーダー**：小学生児童を学校や家庭で防犯や交通安全のリーダーとして委嘱し、他の児童の手本として活動を行う事業。
- <sup>5</sup> **きずな電話**：コールセンターからサービス対象者へ毎日電話をかけ、家族が安否や体調を確認するサービス。
- <sup>6</sup> **おたっしや弁当**：ひとり暮らし高齢者に週1回配食をするサービス。

## 基本施策2 支援を求める人を支える仕組みの強化

### 主要施策1 支援につながる相談体制・情報提供の充実

- 福祉サービス等の適切な利用につながる情報提供
- 包括的な相談体制の構築

### 主体ごとの役割

主体	役割
村民・ 区・地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉に関する情報を積極的に集めたり、周りの人と共有しましょう。</li> <li>・悩みや不安を一人で抱え込まず、身近な人や行政・事業所等の窓口で相談しましょう。</li> <li>・相談を受けた際は、家族や地域で解決できるか検討したり、民生委員児童委員、行政の相談窓口につなげましょう。</li> </ul>
事業者・ 各団体・ 社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施している福祉サービス等について、わかりやすく村民に周知します。</li> <li>・身近な場所で、日常生活の困りごとなどを気軽に相談できる体制や環境整備窓口を設置します。（社協：ぷらっとふらっとカフェの開催）</li> <li>・困りごとを抱えた人やサービス利用者に対して、専門的な知見から相談に乗り、必要に応じて行政等の関係機関へつなげます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【住民福祉課】広報や回覧板、村のホームページ等、あらゆる媒体を用いて福祉に関する情報を発信し、利用につなげます。</li> <li>・【住民福祉課】様々な生活の困りごとに応じる総合相談窓口<sup>7</sup>を設置します。すぐに解決可能な相談については対応を行い、専門的な支援が必要な場合は担当機関へつなげることで、地域共生社会に向けた「断らない相談支援」を推進します。</li> <li>・【住民福祉課】相談支援に関する課題の把握や地域の様々な相談への対応を行うとともに、村民と連携した支援の取組を検討します。制度の狭間で課題を抱えている人に対する支援も行います。</li> <li>・【住民福祉課】子どもの成長に一貫して関わる子育て世代包括支援センターの設置により、子育てに関する相談支援を強化します。</li> <li>・【住民福祉課】地域包括支援センターを中心に、高齢者や介護者の困りごとに関する相談支援を行います。</li> <li>・【住民福祉課】障害者総合相談支援センターと連携し、障がいのある人の相談支援を行います。</li> <li>・【建設環境課】外出や移動が難しい障がいのある人や高齢者のごみ出しのための支援をします。</li> <li>・【建設環境課】紙おむつを大量に排出する世帯に対し、もえるごみ指定袋を配布します。</li> </ul>

### ■指標

指標	基準値（H30年度）	目標値（R6年度）
「生活上の悩みや不安を相談しない」人の割合	13.5%	10.0%

<sup>7</sup> 総合相談窓口：多様な生活課題に関する相談を受け付ける窓口や施設等のこと。本村では、役場でワンストップの相談体制を通して、村民の困りごとや悩み事を受け付け、相談の解決や必要に応じて関係機関へのつなぎを行う。

主要施策2 困難を抱える人への支援 .....

- 多様な機関が連携した生活困窮者への支援
- 多様な困難を抱えた人・家庭への理解促進と細やかな支援

主体ごとの役割 .....

主体	役割
村民・ 区・地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近で困っている人がいた場合、行政や社協の窓口へとつなげましょう。</li> <li>・生活困窮者自立支援制度や生活保護について、正しく理解して利用しましょう。</li> <li>・障がいや認知症、外国人等、様々な特性や背景を持って暮らしている人を理解し、必要に応じて声掛けや手助けをしましょう。</li> </ul>
事業者・ 各団体・ 社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【自立支援相談機関<sup>8</sup>まいさぼ東筑】生活に困窮する人やひきこもりの人などの初期相談に応じたうえで専門機関につなぎ、さらに他機関との連携によって就労支援・食糧支援・家計支援など、個々の課題に応じた包括的な支援を継続的に行います。</li> <li>・【社協】フードドライブ<sup>9</sup>等の開催を通じ、生活困窮やひきこもりの人などへの関心や理解を深め、支え合いの機運を醸成します。</li> <li>・様々な困難を抱えた人、家庭に対し、介護、障がい福祉、子育て等の多様な福祉サービスを提供し、地域共生社会に向けた「参加支援」として一人ひとりの状況に合わせた幅広い支援を行います。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【住民福祉課】地域の関係機関と連携し、生活困窮者の早期発見に努め、相談支援を行うとともに、既存の事業等での受け入れ体制を強化し、「参加支援」として就労や住居の確保等、自立に対する支援を行います。</li> <li>・【住民福祉課】認知症の人やその家族を支援するため、認知症ケアパスの改訂や、認知症初期集中支援チームの推進、認知症サポーター<sup>10</sup>の養成、徘徊への見守り等を進めます。</li> <li>・【住民福祉課】家庭で介護を行う人に対し、家族介護者事業を実施し、介護者教室や交流の機会を通じた支援をします。</li> <li>・【住民福祉課・教育委員会】障がいのある子どもや、ひとり親家庭、外国人家庭等、特別な配慮が必要な子育て家庭に対して、経済的な支援や情報提供、特性にあった支援を行います。</li> </ul>

■指標

指標	基準値（H30年度）	目標値（R6年度）
生活困窮者の相談件数	42件	50件

<sup>8</sup> 自立相談支援機関：生活困窮者が自立して家計を立てることができるよう、相談や関係機関との連携を通して支援を行う機関。

<sup>9</sup> フードドライブ：家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ちより、まとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動。

<sup>10</sup> 認知症サポーター：認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲での手助けを行う人。

主要施策3 すべての村民の権利を守る仕組みづくり .....

- 成年後見制度の啓発・利用促進等の権利擁護の推進
- 関係機関が連携した虐待防止体制の充実

主体ごとの役割 .....

主体	役割
村民・ 区・地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 互いの人権を尊重し、思いやりの意識を育みましょう。</li> <li>・ 成年後見制度等の権利擁護の取組について理解し、適切な利用を進めましょう。</li> <li>・ 身近で虐待等の疑いがみられる場合、行政等へとつなげましょう。</li> </ul>
事業者・ 各団体・ 社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【社協】判断能力が不十分な方に対し、福祉サービス利用援助事業や日常生活自立支援事業を実施します。</li> <li>・ 権利擁護や成年後見制度に関する職員等への理解と意識づけを深めるとともに、虐待や支援が必要な人の早期発見に努め、関係機関との連携を進めます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【総務課】人権擁護委員制度の周知を図ります。</li> <li>・ 【総務課】公民館活動において、人権学習会や人権講演会を開催します。</li> <li>・ 【総務課】差別をなくし、人権を擁護する推進協議会を開催します。</li> <li>・ 【住民福祉課】認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が適正にサービスを利用できるよう、成年後見制度の普及、活用促進を図ります。</li> <li>・ 【住民福祉課】近隣の2市5村（松本市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村）と成年後見支援センターかけはし<sup>11</sup>が中核機関<sup>12</sup>となって、権利擁護の必要な人の早期発見・早期対応や、意思決定支援・身上保護を重視した支援体制等を行うネットワークの構築を図ります。</li> <li>・ 【住民福祉課】中核機関において、司令塔機能（権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けた進捗管理やコーディネート）、事務局機能（協議会の運営や地域連携ネットワーク構成機関との連絡調整等）、進行管理機能（地域における支援方針の検討や専門的判断の担保）を果たします。</li> <li>・ 【住民福祉課】権利擁護の必要な人を日常的に見守り、本人の意思の把握とそれに基づいた対応を行う「チーム」や、チームに対し法律・福祉等の専門職や関係機関が支援する「協議会」の設置を進めます。</li> <li>・ 【住民福祉課】成年後見制度の利用が必要であるが、経済的な状況から利用できない場合、一定の要件に該当する人に対して、成年後見制度利用支援事業を紹介します。</li> <li>・ 【住民福祉課】乳幼児健診等の実施、要保護児童対策協議会の開催、CAPプログラム<sup>13</sup>の実施等により、児童虐待防止体制の充実を図ります。</li> <li>・ 【住民福祉課】高齢者や障がいのある人への虐待の防止及び早期発見・早期対応を行うため、「心のバリアフリー」の学習や、相談体制の充実、関係機関の連携体制の構築等を図ります。</li> </ul>

## ■指標

指標	基準値（H30年度）	目標値（R6年度）
人権講演会の開催	1回	1回
人権講演会の参加者数	40人	50人
成年後見制度利用者数	8人	12人
市民後見人	0人	1人

<sup>11</sup> 成年後見支援センターかけはし：2市5村の支援を受けて、松本市社会福祉協議会が設置・運営している機関。成年後見制度に関する相談や周知・啓発を行うほか、必要に応じて松本市社会福祉協議会が法人として成年後見人業務を受ける。

<sup>12</sup> 中核機関：成年後見や権利擁護に関して、地域連携のコーディネートの中心的な役割を担う機関。

<sup>13</sup> CAPプログラム：子どもへの暴力を防止し、暴力から子ども自身を守るための人権教育。

## 基本施策3 包括的な地域の連携体制の強化

### 主要施策1 様々な分野での横断的連携

- コーディネーター等による地域の連携体制の強化
- 行政内外の分野横断的なネットワークの構築

### 主体ごとの役割

主体	役割
村民・ 区・地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異なる分野で活動している団体等との交流や情報交換を行いましょう。</li> <li>・行政が実施する、地域の様々な活動者の交流・連携の場に参加し、情報共有や協働した取組を実施しましょう。</li> </ul>
事業者・ 各団体・ 社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の分野や実施事業の範囲にとらわれず地域生活課題を把握し、専門機関へとつなげます。</li> <li>・行政等が実施する、多職種・多機関の交流・連携の場に参加し、情報共有や協働した取組を実施します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【住民福祉課】 支え合いの地域づくりや地域生活課題解決のためのコーディネートを行う「生活支援コーディネーター<sup>14</sup>」の配置や、地域の関係機関が参加し課題を検討する「生活支援協議体<sup>15</sup>」の開催により、生活支援・介護予防サービスの基盤を整備します。</li> <li>・【住民福祉課】 介護に関わる多職種・多機関が参加する地域ケア推進会議・個別会議を開催し、勉強会や情報交換によってネットワークを構築します。</li> <li>・【住民福祉課】 「医療・介護連携いきいき手帳」の配布等により、本人と家族を中心とした医療と介護の連携支援を行います。</li> <li>・【住民福祉課・教育委員会】 切れ目のない子育て支援を行うため、子育て世代包括支援センターや幼・保・小・中学校・高等学校等の関係機関との連携、子育て・健康支援連絡会の活性化を図ります。</li> </ul>

### ■指標

指標	基準値（H30年度）	目標値（R6年度）
地域ケア会議の開催数	6回	12回
「医療・介護連携いきいき手帳」の配布数	61冊	100冊

<sup>14</sup> 生活支援コーディネーター：地域の高齢者に対し、生活支援や介護予防サービスの提供体制づくりを行う人。

<sup>15</sup> 生活支援協議体：生活支援コーディネーターや生活支援・介護予防サービスの提供主体が集まり、定期的な情報共有及び連携強化を行うネットワーク。

主要施策2 多様な機関との連携の強化 .....

- 様々な団体や事業所、民間企業との協働の実施
- 社会福祉法人等による地域に貢献した取組の推進

主体ごとの役割 .....

主体	役割
村民・ 区・地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 様々な地域の活動者や団体等で情報交換や交流を行いましょう。</li> <li>・ コミュニティスクールや学校支援ボランティア等に参加しましょう。</li> </ul>
事業者・ 各団体・ 社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉法人等が、その専門性やノウハウ等を生かし、地域生活課題の解決に貢献する取組を推進します。</li> <li>・ 共生型サービス<sup>16</sup>等の分野・対象者が異なる複数の福祉サービスを一体的に実施すること検討し、複合的な課題への対応を図ります。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 【住民福祉課】高齢者福祉、障がい福祉等、分野ごとに実施されているサービスを同一の事業所で行う「共生型サービス」の導入に向けて、事業者等への働きかけを行います。</li> <li>・ 【住民福祉課】社会福祉協議会や地域組織、ボランティア団体、関係機関等の連携を強化し、課題を抱えている人への包括的な支援を行います。</li> <li>・ 【住民福祉課】福祉サービスを安定して提供するため、多様な主体と連携し、共同募金等の資金集めを行います。</li> <li>・ 【住民福祉課・教育委員会】子育て支援、高齢、障がい、生活困窮等の分野・対象者を横断し、一体的に支援を実施することで、複合的な課題への対応を図ります。</li> <li>・ 【教育委員会】コミュニティスクールや学校ボランティア等と民間団体が連携して子育て支援を行います。</li> </ul>

■ 指標

指標	基準値（H30年度）	目標値（R6年度）
コミュニティスクールに関わったボランティアの人数	41人	60人

<sup>16</sup> 共生型サービス：高齢者や障がい者をはじめ、対象や世帯を横断し、一体的な実施を目的としたサービス。

## 基本目標2 誰もが生きがいを持てる 支え合いの地域づくり

### 基本施策1 心身の健康づくりの促進

主要施策1 いつまでもいきいきと暮らせる心と体の健康づくり .....

- 対象に応じた多様な健康づくりの機会の提供
- 自殺対策も含めた心の健康づくりの推進

主体ごとの役割 .....

主体	役割
村民・ 区・地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診を積極的に受診し、結果をふまえて健康管理に取り組みましょう。</li> <li>・日常的な運動や生活習慣の改善等により、健康づくりに取り組みましょう。</li> <li>・精神的なストレスを感じる際は、身近な人に相談したり、行政や医療機関等へ相談しましょう。</li> <li>・身近な人が精神的に苦しんでいる場合、声掛けや適切な機関へのつなぎをしましょう。</li> </ul>
事業者・ 各団体・ 社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のニーズに応じて、障がいのある人や高齢者を支えるサービスを行います。</li> <li>・介護予防やリハビリテーションに関する事業の実施に努めます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【住民福祉課】健診受診者が増えるよう、保健指導員による声掛けや広報・回覧板、保健指導、健康に関する講座の実施等により、健康に対する意識の向上を図ります。</li> <li>・【住民福祉課】えべや介護予防事業や介護予防体操、軽スポーツ、高齢者はつらつレクリエーション等により、高齢者の介護予防や健康づくりを推進します。</li> <li>・【住民福祉課】産前・産後のサポートや乳幼児健診等により、母子の健康づくりを支援します。</li> <li>・【住民福祉課】高齢者や障がいのある人が積極的に社会参加できるよう外出支援を行ったり、子育て世代等、あらゆる人が安心して受けられる医療体制を整備します。</li> <li>・【住民福祉課】障がいのある人が様々な人との交流につながるスポーツ等への参加の機会を提供します。</li> <li>・【住民福祉課】広報や回覧板、村のホームページ等様々な機会を通じて、村民の心の健康づくりを推進します。</li> <li>・【住民福祉課】「こころの健康相談」窓口を設置し、また、他機関による窓口を紹介したりするなど、必要に応じて専門機関へとつなげます。</li> <li>・【住民福祉課】自殺予防対策のために庁内の関係部局や庁外の様々な機関・組織が密に連携し、情報共有を図り、必要に応じて専門機関への相談につなげます。</li> </ul>

#### ■指標

指標	基準値（H30年度）	目標値（R6年度）
介護予防教室の参加者数	2,857人	3,500人
特定健診受診率	53.1%	60.0%

## 基本施策2 村民同士の触れ合い・支え合いの推進

### 主要施策1 村民主体の支え合いの推進

- 村民が参加する、多様で福祉的な支援の展開
- 支え合いの取組への村民参加の促進

### 主体ごとの役割

主体	役割
村民・ 区・地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリー・サポート・センター事業<sup>17</sup>や認知症サポーター養成講座、村民主体の有償生活支援サービス等、住民参加の支援の仕組みに参加・協力しましょう。</li> <li>・地域生活課題について話し合う場へ参加し、村民主体による解決や、行政、事業所等と連携した解決について考え、実践しましょう。</li> </ul>
事業者・ 各団体・ 社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での新たな生活課題や福祉問題の把握に努め、関係機関と連携して解決に取り組みます。</li> <li>・生活上のちょっとした困りごとなどを地域で支え合い、助け合える仕組みづくりを進めます。（社協：あさひ有償生活支援サービス「いいせ<sup>18</sup>」の推進）</li> <li>・地域住民やボランティア等と連携した事業に取り組みます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【住民福祉課】認知症サポーター養成講座を、小学生をはじめ幅広い村民に実施し、認知症の人やその家族を支える機運をつくります。また、キャラバンメイト養成講座<sup>19</sup>の実施も検討します。</li> <li>・【住民福祉課】朝日村ヘルスマイトによる食を通じた世代間交流の推進を支援します。</li> <li>・【住民福祉課】介護分野における総合事業の充実を図るため、村民やボランティア主体の訪問型サービスや通所型サービス等の実施を検討します。</li> <li>・【住民福祉課・教育委員会】ファミリー・サポート・センター事業等、村民同士の支え合いを生かした子育て支援を行います。</li> </ul>

### ■指標

指標	基準値（H30年度）	目標値（R6年度）
認知症サポーター受講者数	424人	530人
近所の方とのつきあいについて、「日頃から助け合っている」人の割合	17.4%	20.0%
ファミリー・サポート・センターの利用者数	0人	3人

<sup>17</sup> ファミリー・サポート・センター事業：「子育てを応援したい人」と「子育ての応援をしてほしい人」が会員登録し、育児の相互援助活動を行えるよう支援する仕組み。

<sup>18</sup> あさひ有償生活支援サービス「いいせ」：社会福祉協議会が仲介して、協力会員によって利用会員への援助活動が行えるよう支援する仕組み。

<sup>19</sup> キャラバンメイト養成講座：認知症サポーター養成講座の講師役を育成する講座。

主要施策 2 村民が集う地域の拠点づくり .....

- 村民が気軽に集まり、交流できるような場や機会の提供
- 村民や地域、事業所の主体的な通いの場<sup>20</sup>への支援

主体ごとの役割 .....

主体	役割
村民・ 区・地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の様々な集いの場に参加し、村民同士の交流を深めましょう。</li> <li>・「地域サロン<sup>21</sup>」の開催や、買い物支援、送迎支援等、住民主体の通いの場づくりを進めましょう。</li> <li>・「お茶によばれましょや<sup>22</sup>」の開催場所として自宅等で協力しましょう。</li> </ul>
事業者・ 各団体・ 社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共生社会に向けた「地域づくりに向けた支援」として村民が住まいの近くで気軽に集まって、地域の結びつきを深めたり、お互いを気にかけてあえる機会や場を提供できる仕組みづくりを進めます。（社協：地域サロンや「お茶によばれましょや」の推進）</li> <li>・行政と連携し、生きがいづくりや仲間づくり、閉じこもり予防などの「通いの場」を提供します。（社協：「ふれあい学習」や「えべやかたくりの里」の運営、各種事業の開催）</li> <li>・事業所の空きスペース等を活用し、村民の居場所づくりを支援します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【住民福祉課】「地域づくりに向けた支援」として村の空き施設などを利用し、地域共生の場として活用します。</li> <li>・【住民福祉課】認知症についての理解を深める「オレンジカフェ<sup>23</sup>」と同時に、高齢者の孤食を防ぐための「シニアランチ<sup>24</sup>」を開催します。</li> <li>・【住民福祉課】障がいのある人の地域の拠点を確保するため、松本圏域自立支援協議会における基幹相談支援センターを中心とした地域生活支援拠点の整備を進めます。</li> <li>・【住民福祉課】「地域づくりに向けた支援」として高齢者、障がいのある人、子育て中の保護者等、多様な村民が就労を通して社会参画ができるよう、村の就労機関や事業所等との連携を図ります。</li> <li>・【教育委員会】高齢者と子どもが触れ合う機会や、「ふるさと道場」「白峰タイム」<sup>25</sup>を通じて子どもと地域の方とつながりの場を確保します。</li> <li>・【教育委員会】子育て中の保護者や子どもたちが交流できる場として、子育て支援センター「わくわく館」の充実を図ります。</li> <li>・【教育委員会】地域活動の拠点とするため、利用しやすい公民館を整備します。</li> </ul>

■指標

指標	基準値（H30年度）	目標値（R6年度）
「地域サロン」開催数	58回	60回
オレンジカフェ・シニアランチ開催数	12回	20回

- 
- <sup>20</sup> **(住民主体の) 通いの場**：地域住民や社会福祉協議会などが主体となり、住民同士のつながりを深めたり、介護予防のための活動を行う場。
- <sup>21</sup> **地域サロン**：地域の高齢者や住民が気軽に集まることで、見守りや閉じこもりの防止、仲間づくりや社会参加を促す活動。
- <sup>22</sup> **お茶によばれましょや**：住民の自宅の縁側や庭などでお茶会を開き、地域住民との交流やつながりをつくる活動。
- <sup>23</sup> **オレンジカフェ**：認知症の人やその家族、地域住民等誰もが参加でき、交流や情報交換、専門家のアドバイスを受けることができる場。
- <sup>24</sup> **シニアランチ**：朝日ヘルスマイト（朝日村食生活改善推進員）がつくった食事を食べながら、高齢者が集まり、交流できる場。
- <sup>25</sup> **ふるさと道場・白峰タイム**：地域住民が講師となる活動。「ふるさと道場」は小学生、「白峰タイム」は中学生を対象に行われる。

## 基本施策3 あらゆる人が活躍できる場づくり

### 主要施策1 多様な地域参加の促進

- 農福連携<sup>26</sup>等、様々な分野が連携した地域参加の促進
- 高齢者、障がい者、子育て中の保護者等の社会参加、就労支援

### 主体ごとの役割

主体	役割
村民・ 区・地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【高齢者】培ってきた知識や経験を生かし、多様な形での就労や社会参加に取り組みましょう。</li> <li>・【障がいのある人】障がいや個性に合わせた就労や社会参加等に取り組みましょう。</li> <li>・【子育て家庭】就労等で子どもの預かり等が必要な場合に、行政等の子育て支援サービスを活用しましょう。また、となり近所の支え合いや、ボランティア活動等により子育て支援を行きましょう。</li> </ul>
事業者・ 各団体・ 社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な子育て支援サービスを展開します。</li> <li>・一般的な就労が難しい人に対して、多様な就労や社会参加の機会を提供します。（社協：ボランティア協議会の運営）</li> <li>・地域共生社会に向けた「参加支援」としてボランティア活動や講座、イベントなどの開催を通じ、多様な人が参加できる機会を提供し、村民が活躍できる場を増やします。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【産業振興課・住民福祉課】「参加支援」として担い手が不足している農家と協力し、高齢者や障がいのある人の就労や社会参加へとつなげます。</li> <li>・【住民福祉課】塩尻地域シルバー人材センターと連携し、高齢者の社会参加や生きがいづくりにつながる仕事をあっせんします。</li> <li>・【住民福祉課】松本圏域の障害者就業・生活支援センター、松本公共職業安定所（ハローワーク）、就労支援事業所等関係機関等と連携し、障がいのある人の就労を支援します。</li> <li>・【住民福祉課】多様な村民が就労による社会参画ができるよう、村の就労機関や事業所等に対して「参加支援」としての連携を促進します。</li> <li>・相談支援包括化推進員<sup>27</sup>による農福連携を推進します。</li> <li>・【教育委員会】子育て中の保護者が安心して働けるよう、放課後児童クラブや延長保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等、多様な子育て支援を行います。</li> </ul>

### ■指標

指標	基準値（H30年度）	目標値（R6年度）
障がいのある人の一般就労への移行数	0人	2人
シルバー人材センター登録者数	37人	40人

<sup>26</sup> 農福連携：農業分野と福祉分野が連携し、障がい者などが農業分野で活躍することを通じ、地震や生きがいをもって社会参画を実現していく取組のこと。

<sup>27</sup> 相談支援包括化推進員：相談者等が抱える課題の把握や各相談支援機関等で実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランの作成、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援内容等に関する指導・助言等の業務を行う人のこと。

主要施策2 社会参加を促進する移動支援や施設整備の推進 .....

- 子どもや高齢者、障がいのある人等の移動支援の充実や交通機関の利便性の向上
- 誰もが利用しやすい施設等の整備

主体ごとの役割 .....

主体	役割
村民・ 区・地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・となり近所の助け合いにより、移動や買い物等の手助けを行いましょう。</li> <li>・村営バス広丘線や村内デマンドタクシーくるりん号を積極的に活用しましょう。また、利便性の向上を図るためのニーズを行政に伝えましょう。</li> </ul>
事業者・ 各団体・ 社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障がいのある人等の移動や買い物、通院などを支援します。</li> <li>・高齢者や障がいのある人等の社会参加を支えるため、行政と連携して地域の公共交通の利用を促進します。</li> <li>・買い物代行や配達支援サービスを提供します。</li> <li>・施設等を新たに整備したり改修する際には、誰もが使いやすいバリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れます。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【企画財政課】村営バス広丘線や村内デマンドタクシーくるりん号について、定期的に村民のニーズをふまえたダイヤや路線の見直しを行い、村民の利用を促進します。また、近隣自治体と連携し、共同運行を検討します。</li> <li>・【企画財政課・教育委員会】子どもたちが安全に学校に通えるよう、遠距離通学者に対するスクールバスや村営バス広丘線を運行します。</li> <li>・【住民福祉課】村内の通院や買い物の送迎を行う、福祉輸送サービス事業を実施します。</li> <li>・【住民福祉課】高齢者や障がいのある人等の社会参加を支えるため、村内の公的な施設のバリアフリー化や、ユニバーサルデザインの導入を進めます。</li> <li>・【建設環境課】他団体と連携しながら、村民総ぐるみの交通安全を推進します。</li> </ul>

■指標

指標	基準値（H30年度）	目標値（R6年度）
公共交通の充実に対する満足度	25.3%	37.5%
広丘線バス1便あたりの乗車人数	11.5人	11.5人
デマンドタクシーくるりん号1台あたりの乗車人数	9.1人	9.4人

## 基本目標3 地域の福祉活動の推進

### 基本施策1 「共生」を育む福祉意識の啓発

主要施策1 福祉教育の推進 .....

- 対象に応じて多様な機会・媒体を活用した福祉教育の推進
- 学福連携<sup>28</sup>としての交流や体験等、実践を通じた福祉への理解促進

主体ごとの役割 .....

主体	役割
村民・ 区・地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉に関する講座や学習の機会への参加や、広報、ホームページ等を通じた情報収集により、福祉に関する理解を深めましょう。</li> <li>・地域において、福祉に関して学べる場を提供しましょう。</li> <li>・団体等で行っている福祉に関する事業等について、積極的に発信しましょう。</li> <li>・子どもが参加する福祉イベントへ親も一緒に参加しましょう。</li> <li>・公民館や社会福祉協議会のサークル活動へ積極的に参加して、村の福祉に関心を寄せましょう。</li> </ul>
事業者・ 各団体・ 社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施している福祉サービス等についての情報を発信します。</li> <li>・村民に対して、福祉理解を促進する講座やセミナー等を行います。</li> <li>・交流や学習、イベントなどを通じ、子どもたちの福祉の心を育む機会を提供するとともに、世代間交流を促進します。（社協：ニコニコの日）</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【住民福祉課】障がい者団体が行う福祉活動や行事等への協力・参加の働きかけ、地域行事への障がいのある人の参加の呼びかけを行い、交流や触れ合いの機会を提供します。</li> <li>・【住民福祉課】相談支援包括化推進員による学福連携を推進します。</li> <li>・【住民福祉課・教育委員会】朝日小学校や鉢盛中学校の福祉施設での交流体験を通じ、学福連携を推進するとともに、「地域づくりに向けた支援」として地域活動やボランティア活動への参加を促進します。</li> <li>・【住民福祉課・教育委員会】地域において、園開放・施設訪問、父親の育児参加等、福祉に関する様々な体験や講座を実施します。</li> <li>・【住民福祉課・教育委員会】「地域づくりに向けた支援」として朝日小学校での学福連携による「オープンランチ」を開催します。</li> </ul>

#### ■指標

指標	基準値（H30年度）	目標値（R6年度）
地域福祉の認知度	36.9%	40.0%

<sup>28</sup> 学福連携：福祉分野と教育分野が連携し、子どもに対し福祉教育を行うことで、子どもたちの福祉の心を育むこと。

主要施策2 イベント等の実施による地域の活性化 .....

- 行事やイベントを通じた地域参加の促進
- 福祉に関わるイベント等の実施

主体ごとの役割 .....

主体	役割
村民・ 区・地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の行事やイベントに積極的に参加しましょう。</li> <li>・地域の伝統的なお祭り等を実施し、次世代へと継承しましょう。</li> <li>・男性へ地区行事の仕事の頼みごとをしましょう。</li> <li>・子どもの行事を地区で手伝い参加しましょう。</li> <li>・地区や区の行事へ友人を誘って参加しましょう。</li> <li>・心と体の健康のため、地区の行事参加で人とのつながりをつくりましょう。</li> </ul>
事業者・ 各団体・ 社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉への関心や興味を高めるプログラムや内容のイベント等を実施し、地域住民の参加を促進します。（社協：かたくりの里まつりの開催）</li> <li>・地域の行事・イベント等の実施に協力します。</li> <li>・サービス利用者が、地域の行事やイベントに参加できるよう、協力や働きかけを行います。</li> <li>・事業内容に関わる福祉のイベント等を実施し、村民と利用者との交流を促進します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【教育委員会】公民館活動（分館行事）やお夏まつり、文化祭や地域行事（三九郎等）の充実、支援を図ります。</li> </ul>

■ 指標

指標	基準値（H30年度）	目標値（R6年度）
生涯学習受講者数	466人	500人

## 基本施策2 地域を支える担い手づくり

### 主要施策1 地域活動・ボランティア活動の支援

- 地域活動やボランティア活動へ参加する意識の啓発
- 地域活動やボランティア活動を円滑に行うための支援

#### 主体ごとの役割

主体	役割
村民・ 区・地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。</li> <li>・高齢者や女性、障がいのある人、外国人等、あらゆる人が地域活動に参加できる環境をつくりましょう。</li> <li>・区長や民生委員等様々な地区のリーダー経験者が地区活動に継続して関わられる仕組みをつくりましょう。</li> </ul>
事業者・ 各団体・ 社会福祉協議会等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動やボランティア活動に関する情報提供を進めます。</li> <li>・地域活動やボランティア活動に関する学習や講座、交流などの機会を設け、意識の啓発や活動の支援をします。</li> <li>・村民やボランティアなど地域と連携した事業を実施します。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【総務課】転入者に対して地区組織の加入を働きかけると共に、活動を支援します。</li> <li>・【総務課】地域づくりリーダーを育成するため、講座等を実施します。</li> <li>・【総務課・企画財政課】住民活動への参加意識を啓発するため、セミナーやフォーラム等を開催します。</li> <li>・【住民福祉課】地域活動を行う団体に対して、情報や場の提供、広報等により活動を支援します。</li> <li>・【住民福祉課】ボランティアやNPO活動に関する情報を提供し、村民のボランティア参加を促します。</li> <li>・【教育委員会】コミュニティスクールや学習支援ボランティア活動を進めていきます。</li> <li>・【教育委員会】総合学習・ふるさと道場・わくわく体験クラブ、白峰タイム等、村民が講師となる教室や講座を開催します。</li> </ul>

#### ■指標

指標	基準値（H30年度）	目標値（R6年度）
ボランティア協議会登録者数	10団体 175人	11団体 200人
区や地区の活動（コミュニティ活動）に参加している割合	41.3%	51.8%
住民活動への参加啓発のためのセミナーやフォーラム等の参加者数	0人	100人
地区加入率	86.3%	90.0%

## 第5章 計画の推進体制

---

---

## 1 計画の推進体制

---

近年の多様化・複雑化した地域の課題に対応していくには、地域の様々な主体が「我が事」として課題を捉えて地域づくりに参画することや、それらが「丸ごと」つながって、協力しながら取り組みを進めることが大切です。

村民は地域福祉活動の主体となるため、地域福祉に対する関心を持ち、理解を深められるように、多様な媒体による意識啓発を行います。

地域で活動する様々な組織・団体は、地域福祉の推進にあたって重要な役割を果たします。行政等と連携した一体的な取り組みが行えるよう、ネットワーク体制の強化や活動の支援を行います。

福祉関係の事業所は専門的な知識・技術等を有しており、サービスの利用者への支援はもちろん、広く地域の福祉の課題解決に資することが求められます。村民や地域の組織・団体、行政と関わりながら取り組めるような仕組みづくり等を進めます。

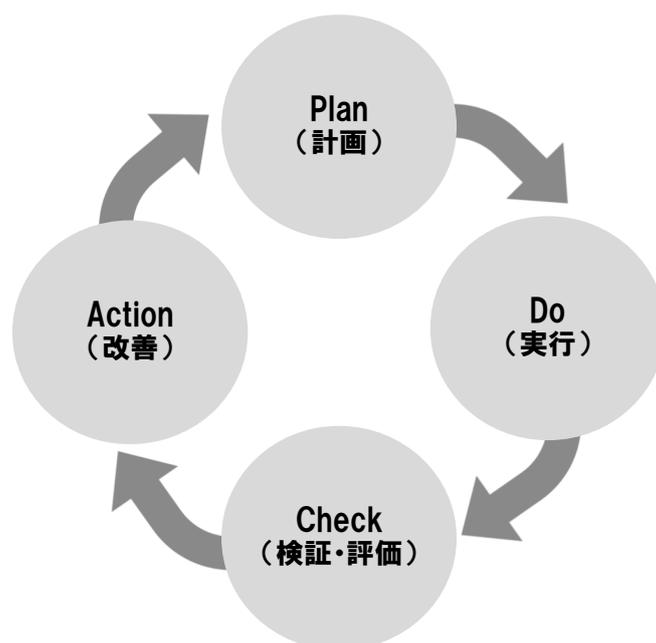
庁内においては、保健・福祉の担当課に限らず、多様な関係各課が主体性を持って相談ごとに応じたり、横断的な情報共有・連携を行うことで、着実に施策を推進していきます。

---

## 2 計画の進捗管理

---

本計画における地域福祉の取組を効果的に推進していくため、P D C Aサイクルに基づいた進捗管理を行います。毎年度、施策の実施状況や数値目標の達成状況等を評価・確認し、新たな課題等も含め朝日村地域福祉計画策定推進委員会において検討します。その結果を踏まえ、取組等の見直し・改善を行い、さらなる地域福祉の推進を図ります。



## 資料編

---

---

## 1 策定の経過

---

年月	実施事項
令和元年7月29日 ～令和元年8月9日	アンケート調査の実施
令和元年10月29日	第1回朝日村地域福祉計画策定推進委員会
令和元年12月18日	第2回朝日村地域福祉計画策定推進委員会
令和元年12月28日 ～令和2年1月20日	パブリックコメントの実施
令和2年2月18日	第3回朝日村地域福祉計画策定推進委員会

---

## 2 朝日村地域福祉計画策定推進委員会設置要綱

---

(設置)

第1条 朝日村村民が、「共に支え助け合う地域福祉の実現」を目指し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、朝日村地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関する事項の検討、並びに計画の推進及び進捗状況の評価等を行うため、朝日村地域福祉計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営等の必要な事項を定めるものとする。

(所管事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議する

- (1) 計画案の策定及び見直しに関すること。
- (2) 計画の進捗状況の評価及び計画の推進に関すること。
- (3) その他村長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から村長が委嘱する。

- (1) 村の社会福祉に関係する団体及び事業者の代表
- (2) 村の各種団体の代表者（前号に掲げるものを除く。）
- (3) 識見を有する者
- (4) その他村長が必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、委員長の指名により選出する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、委員会の会議を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長を務める。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要に応じ関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉課が処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

### 3 朝日村地域福祉計画策定推進委員名簿

(敬称略)

所 属	氏 名	備 考
松本大学教授	尻無浜 博幸	アドバイザー
議会議員	高橋 良二	総務産業委員会
	高橋 廣美	社会文教委員会
区長会	上條 哲彦	古見区長
	齊藤 章	入二区長
	上條 利春	針尾区長
	上條 安志	小野沢区長
	鈴木 正臣	西洗馬区長
民生児童委員会	小林 良男 (10月まで 齊藤 朝義)	会長
	下田 和江	主任児童委員
	三村 周子 (10月まで 清澤 睦子)	主任児童委員
環境審議会	上條 利春 (兼任)	建設環境課関係団体
農業委員会	中村 守一	産業振興課関係団体
教育委員	中村 八重美	教育委員会 (子ども子育て)
障がい者サービス事業者代表 レスパイトケアはちもり	北沢 元	社会資源 (サービス事業者)
高齢者サービス事業者代表 ゆめの里朝日	澤野 麻由子	
社会福祉協議会	上條 多喜男	社会福祉協議会事務局長
ボランティア連絡協議会	古池 美佐江	社会福祉協議会関係団体

---

## 4 朝日村地域福祉計画策定推進事務局名簿

---

所 属	氏 名	備 考
建設環境課 課長	上條 浩充	
企画財政課 副主幹	小林 秀樹	
教育委員会 子育て支援担当 副主幹	上條 まゆみ	
総務課 係長	清沢 光彦	
産業振興課 主査	清水 達也	
相談支援包括課 推進委員	柳沢 正喜	
住民福祉課長	上條 文枝	
住民福祉課 福祉担当課長補佐	北村 真美	
住民福祉課 包括支援担当課長補佐	坂口 功	
住民福祉課 健康づくり担当副主幹	上條 千賀子	
住民福祉課 高齢者福祉担当係長	山本 珠明	

---

---

## 朝日村第1次地域福祉計画

発行 : 朝日村  
編集 : 朝日村 住民福祉課  
住所 : 〒390-1188  
長野県東筑摩郡朝日村  
大字古見 1555 番地 1  
電話 0263-99-4102 (直通)  
発行年月日 : 令和2年3月

---

---